滝川市こども計画

令和7年2月

「安心して子どもを育み、

学び、笑顔あふれるまち」をめざして

我が国では 2023 年 12 月にこども施策を総合的に推進するため、「こども基本法」が施行され、これに合わせて「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととして、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととなりました。

これを受けて、滝川市でもこどもや若者が夢や希望をもって、さらにこの地域に愛着や誇りを持ちながら育っていけるよう、これまでの「滝川市子ども・子育て支援事業計画」をさらに拡大して、こども・若者政策全般をカバーする「滝川市こども計画」を策定しました。

この計画の4つの重点事業として、「こどもと地域の大人たちのつながり」をつくる「官民連携によるこども・子育ての居場所づくり事業」、「母親同士のつながり」をつくる「母親のためのサードプレイス創造事業」、「保護者と専門的な知識を有する職員とのつながり」をつくる「こども家庭センター」、「こども同士のつながり」をつくる「こども誰でも通園制度」を掲げ、この計画の基本理念である「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」のとおり、子育てを行う保護者のみなさまが、安心して子育てを行うことに加え、こどもたちがこの地域で、学校や温かな大人たちの力を借りて学び、そして保護者のみなさま、こどもたち、これらに関わる地域のみなさま全てが笑顔にあふれるまちを目指してまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、滝川市子ども・子育て会議の委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民のみなさまに心から感謝申し上げます。

令和７年2月

滝川市長　前田　康吉

第1章 滝川市こども計画の策定にあたって

1.計画策定にあたって ： 計画策定の背景と趣旨

国は、1990（平成2）年の「1.57 ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援などこどもを生み育てやすい環境づくりに向けた対策の検討を始めて以来、様々な少子化対策に取り組んできました。少子化が急速に進行するなかで、2003（平成 15）年に「少子化社会対策基本法」が制定され、2009（平成 21）年には、ニートやひきこもり、不登校などのこども・若者が抱える問題の深刻化を受けて「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、これらに基づく大綱に則ってこども・若者や子育て当事者を対象とする施策を展開してきました。

こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012（平成 24）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。そして、2015（平成 27）年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域のこども・子育て支援を充実させ、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、2016（平成 28）年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「希望出生率 1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。また、2017（平成 29）年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率 80%にも対応できる保育の受け皿が整備することとされ、2019（令和元）年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。加えて、2020（令和2）年 12 月には、同年末に期限を迎える「子育て安心プラン」に代わり、「新子育て安心プラン」が発表されるなど、子育て世帯に対する制度の改善・充実が図られてきました。

こうした背景の下、2023（令和5）年4月には、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、同年 12 月には「こども大綱」が閣議決定されました。このことで、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。また、こども基本法には市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

滝川市では、2015（平成 27）年3月に「滝川市で子育てしたいと思われる環境づくり」を目指した「滝川市子ども子育て支援事業計画」を策定し、2020（令和2）年からは「第2期滝川市子ども・子育て支援事業計画」により、様々な子育て支援事業に取り組んできました。

これらのことを踏まえ、本市では、誰もが安心してこどもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現を目指す「滝川市子ども・子育て支援事業計画」による取組みを継続するとともに、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本市の実情に即したこども施策を推進することにより、こどもや若者の権利を保障し、健やかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目的として本計画を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、「放課後児童対策パッケージ」に基づく事業計画、「母子保健計画」として位置付けます。

また、市の最上位計画である「滝川市総合計画」や、今後策定するその他関連計画とも整合を図り策定しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2025 年度から 2029 年度までの5か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。また、最終年度である 2029 年度には計画の達成状況の確認を行います。

4. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から 39 歳までのこども・若者、並びに子育て当事者を対象とします。

第2章　これまでの施策の振り返り・進捗状況

1. 第２期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 教育・保育事業の実績

■令和2年度

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見込量	認定こども園、保育所			253	190	67
	認定こども園、幼稚園	248	191			
	合計①	439		253	190	67
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	178	191	233	180	62
	確認を受けない幼稚園	70				
	認可外保育施設			20	10	5
	合計②	439		253	190	67
②−①		0		0	0	0
入所者数	4月	398		294	181	28
	2月③	418		289	184	42
実　績	③−①	△21		36	△6	△25

■令和3年度

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見込量	認定こども園、保育所			253	182	65
	認定こども園、幼稚園	248	191			
	合計①	439		253	182	65
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	248	191	233	172	60
	確認を受けない幼稚園	0				
	認可外保育施設			20	10	5
	合計②	439		253	182	65
②−①		0		0	0	0
入所者数	4月	368		308	172*	25
	2月③	376		309	173*	40
実　績	③−①	△63		56	△9	△25

＊…認定こども園児童1人含む。

■令和4年度

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見込量	認定こども園、保育所			241	184	63
	認定こども園、幼稚園	236	184			
	合計①	420		241	184	63
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	236	184	221	174	58
	確認を受けない幼稚園	0				
	認可外保育施設			20	10	5
	合計②	420		241	184	63
②−①		0		0	0	0
入所者数	4月	339		307	147*	24
	2月③	359		304	164*	49
実 績	③−①	△61		63	△20	△14

＊…認定こども園児童1人含む。

■令和5年度

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見込量	認定こども園、保育所			235	179	62
	認定こども園、幼稚園	231	178			
	合計①	409		235	179	62
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	231	178	215	169	57
	確認を受けない幼稚園	0				
	認可外保育施設			20	10	5
	合計②	409		235	179	62
②−①		0		0	0	0
入所者数	4月	306		312*	165	25
	2月③	318		310*	174	39
実 績	③−①	△91		75	△5	△23

＊…認定こども園児童1人含む。

■令和6年度（R6.10.1 現在）

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見込量	認定こども園、保育所			226	173	59
	認定こども園、幼稚園	221	171			
	合計①	392		226	173	59
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	221	171	206	163	54
	確認を受けない幼稚園	0				
	認可外保育施設			20	10	5

	合計②	392	226	173	59
②−①		0	0	0	0
入所者数	4月	269	299*	169	21
	2月③	281	297*	175	39
実 績	③−①	△111	71	2	△20

＊…認定こども園児童1人含む。

（2）地域子ども・子育て支援事業の実績

■利用者支援事業

〇実績　（単位：箇所）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保量	4	4	4	4	4
実績	4	4	4	4	4

母子保健コーディネーター妊婦相談件数

[R2]497 件 [R3]403 件 [R4]357 件 [R5]283 件

子育て支援コーディネーター相談件数

[R2]209 件 [R3]227 件 [R4]321 件 [R5]295 件

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

〇子育て支援センターの実績　（単位：人・箇所）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実績	利用者人数	9,316	7,215	10,343	10,511	
	実施箇所	2	2	2	2	2

■妊婦健康診査

〇実績　（単位：人・回）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量（人数）		234	228	219	213	206
見込量（回数）		3,276	3,192	3,066	2,982	2,884
確保量		3,920	3,640	3,640	3,640	3,640
実績	受診者数	245	203	191	189	
	受診回数合計	2,834	2,511	2,139	1,899	

■乳児家庭全戸訪問事業

〇実績　（単位：人・回）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	234	228	219	213	206
訪問件数（実績）	103	743	85	56	

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から訪問できない期間があった。

■養育支援訪問事業

〇実績　（単位：人・回）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	24	23	22	22	21
確保量	25	25	25	25	25
実施人数	実34 延59	実41 延64	実38 延77	実37 延65	

■子育て短期支援事業

〇実績　（単位：人・回）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	－	－	－	－	－
確保量	－	－	－	－	15
実施人数	－	－	－	－	

※令和6年度より事業開始

■ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

〇実績　（単位：人・回）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	600	600	600	600	600
確保量	600	600	600	600	600
利用人数	643	572	522	507	

■一時預かり事業

〇実績　（単位：人）

（保育所）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	4,335	4,248	4,142	4,023	3,876
確保量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
利用人数（1日）	982	706	431	838	
（半日）	242	204	63	176	
計	1,224	910	494	1,014	

（幼稚園）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量（1号認定）	355	355	599	583	560
〃　（2号認定）	47,888	47,994	46,005	44,487	42,759
確保量（延べ人数）	42,500	42,500	42,500	42,500	
計	9,932	15,344	11,965	12,021	

■時間外（延長）保育事業

〇実績　（単位：人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	184	181	177	172	165
確保量	400	400	400	400	400
登録人数	89	94	73	67	
利用人数	728	778	507	474	

■病（後）児保育事業

〇実績　（単位：人日）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	265	262	254	247	237
確保量	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
利用人数	2	20	6	19	
利用日数	14	30	13	30	

※令和3・4年度は、市内保育所内で発生した新型コロナウイルス感染により、保育所休所があり、各種保育事業の利用に影響あり。

■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

〇実績　（単位：人・回）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見込量	343	326	313	299	295
確保量	300	300	300	300	300
登録者数	369	308	300	288	

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

〇実績：滝川市では令和２年度において１施設にて対象児童２名に対し１年間副食費の一部を補助しましたが、その後は実施していません。

令和３年度以降は幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の実費徴収について、低所得世帯及び第３子以降に対し所得にかかわらず費用の一部を補助しています。

■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

〇実績：未実施

2. 子育て全般の満足度

小学校5年生から中学校3年生を対象に実施した「こどもの生活実態調査」において、「全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。」との質問に対して、「十分に満足している」（10段階のうち「8」～「10」）と回答した児童は全体の57.5%と、過半数が概ね満足してい

るといった結果となりました。

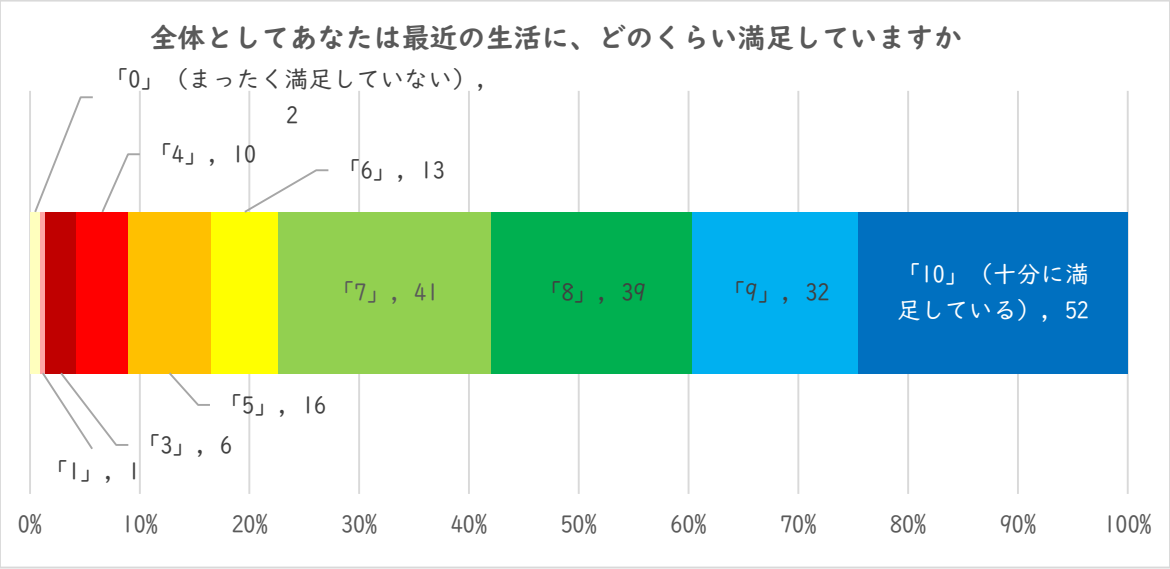

また、就学前児童を持つ保護者を対象に実施した「滝川市　子育てに関するアンケート調査」における、「滝川市の子育ての環境や支援に満足していますか。」との質問では、依然として満足度は決して高いとは言えない状況であるものの、前回調査（平成 31 年実施）より若干の改善がみられました。

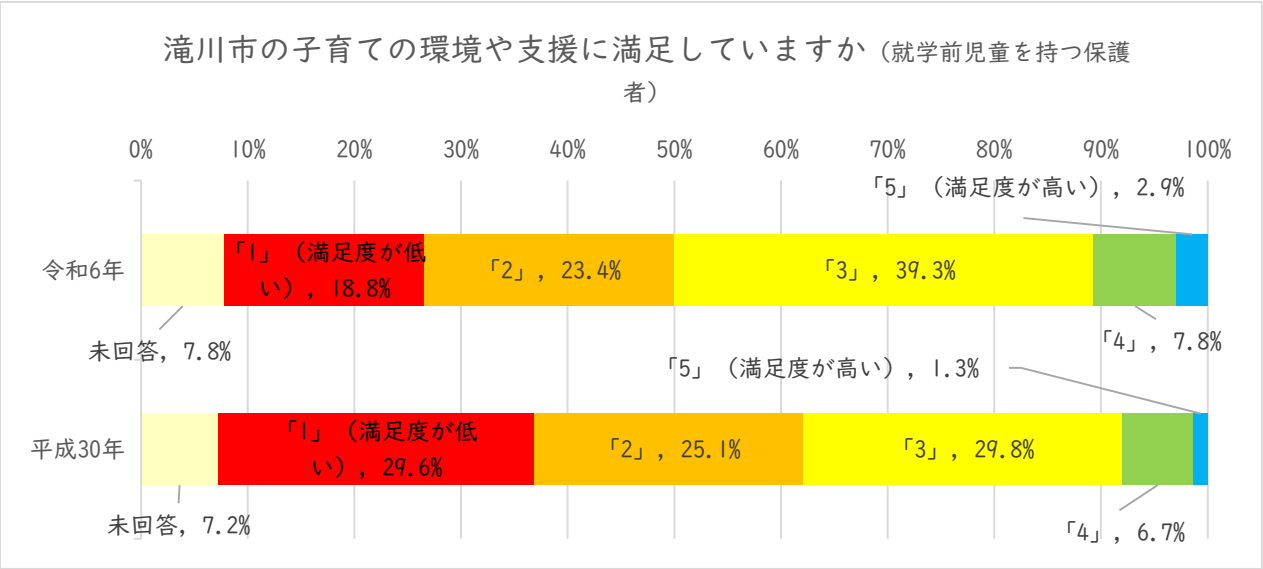

小学校就学後の児童を持つ保護者を対象に実施した「滝川市　子育てに関するアンケート調査」における、「滝川市の子育ての環境や支援に満足していますか。」との質問においても、就学前の児童を持つ保護者とほぼ同程度の満足度となっています。

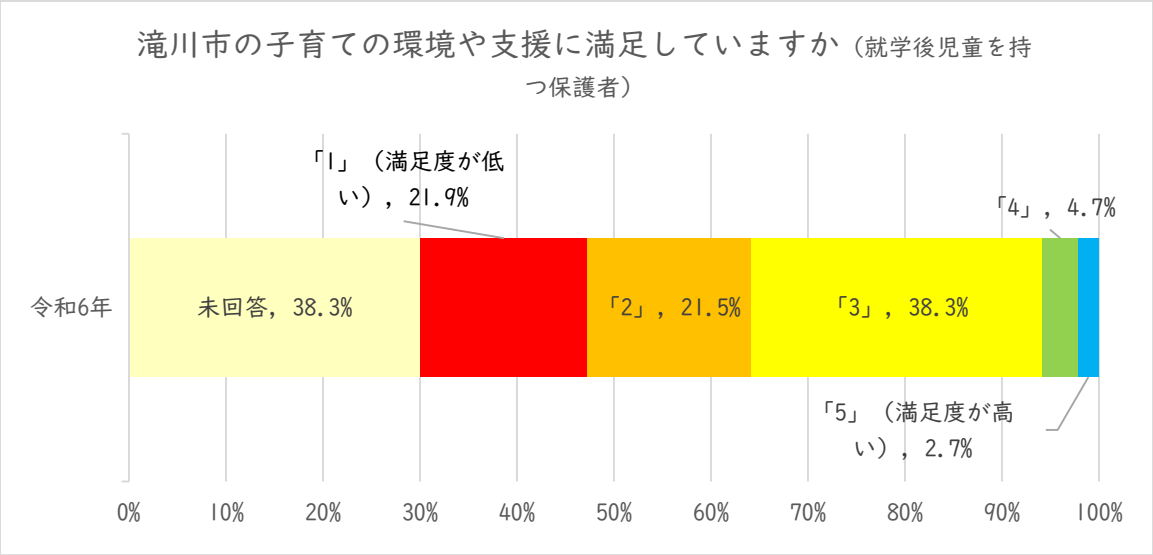

3. こどもと若者を取り巻く現状

（1）年齢3階級別人口（こども・若者の割合）

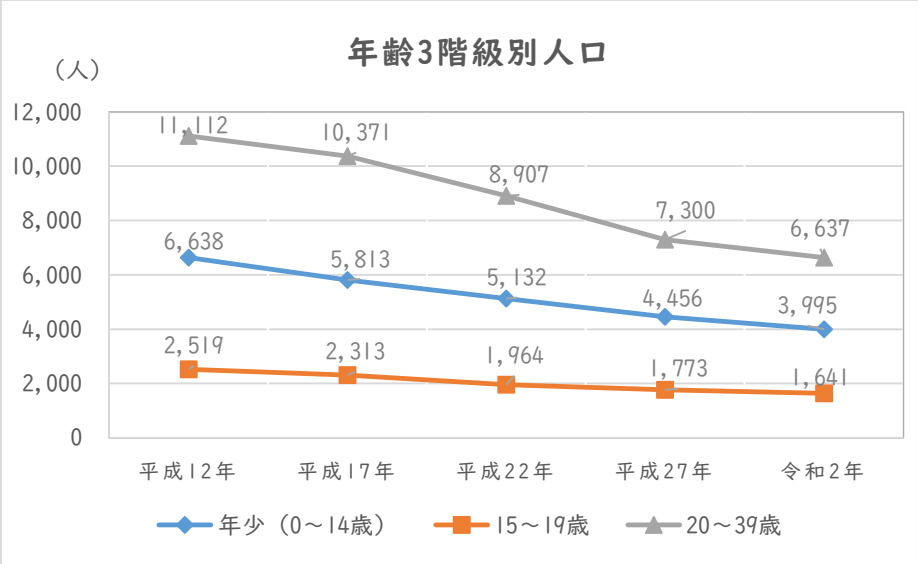

総務省統計局「国勢調査」

（2）1世帯当たりの人員数の推移、母子世帯および父子世帯（家庭状況の変化）

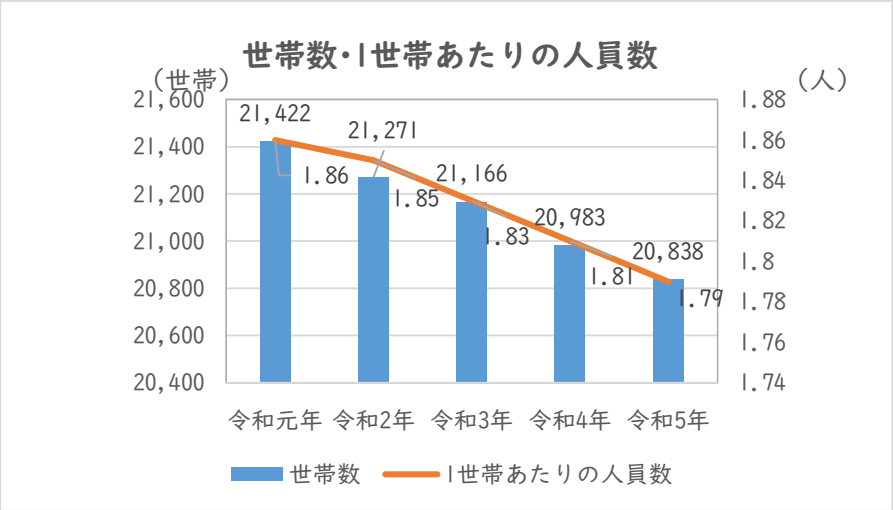

（3）出生数・合計特殊出生率の推移

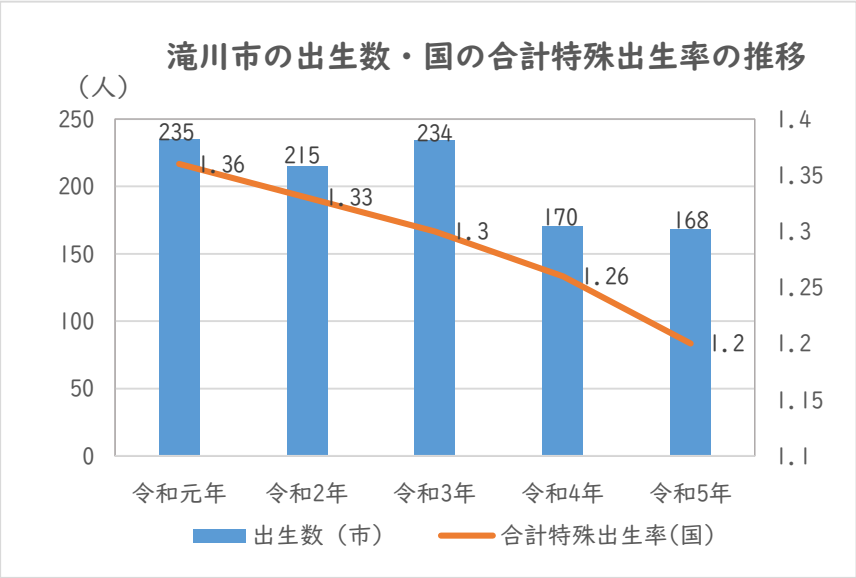

滝川市「住民基本台帳」

厚生労働省「人口動態統計」

（4）就学前児童数の推移

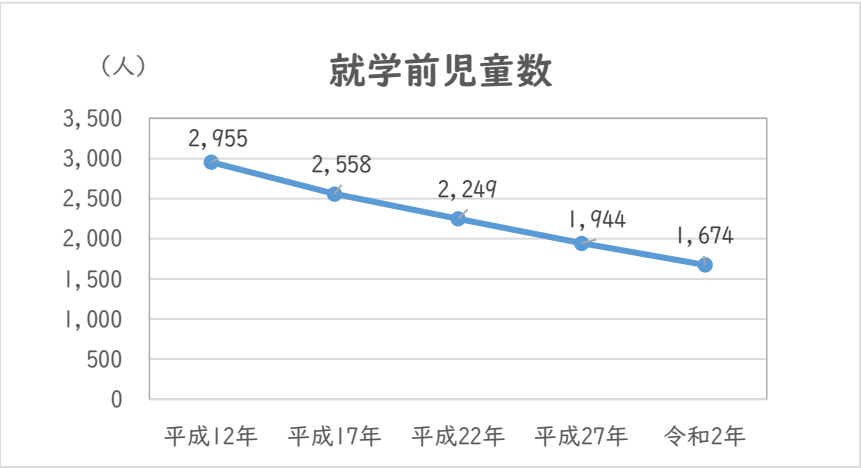

総務省統計局「国勢調査」

（5）女性の労働力率

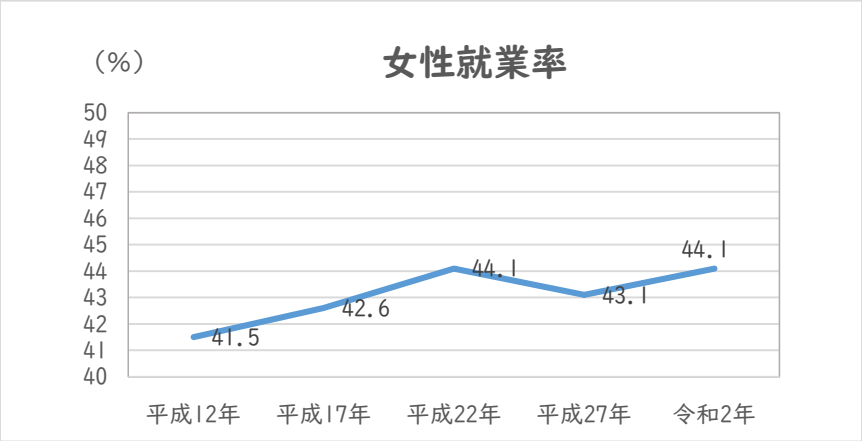

総務省統計局「国勢調査」

（6）未婚率

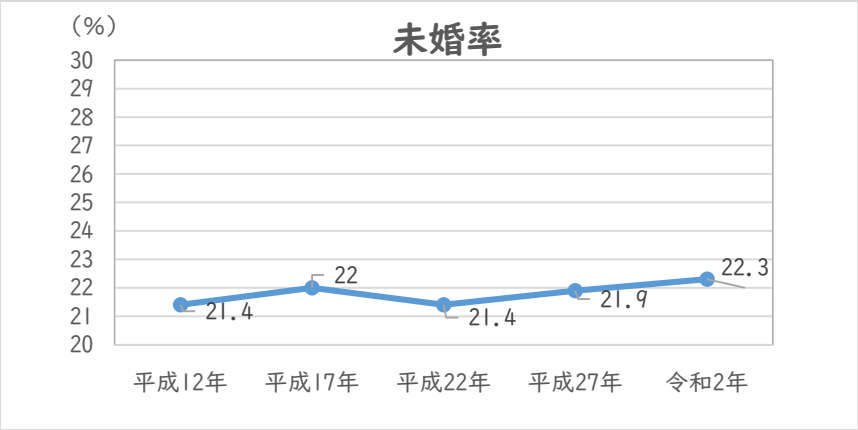

総務省統計局「国勢調査」

4. こどもの生活実態調査（児童生徒調査）

（1）調査概要

調査対象者：小学校5年生～中学校3年生の児童生徒

サンプル数：703 件

調査期間：令和 6 年 7 月 1 日～7 月 17 日

調査方法：郵送配布・郵送またはインターネットによる回収

回答数：214 件（インターネット 86 件　郵送 128 件）回答率 30.4%

（2）調査結果（抜粋）

・将来の進路希望とその理由

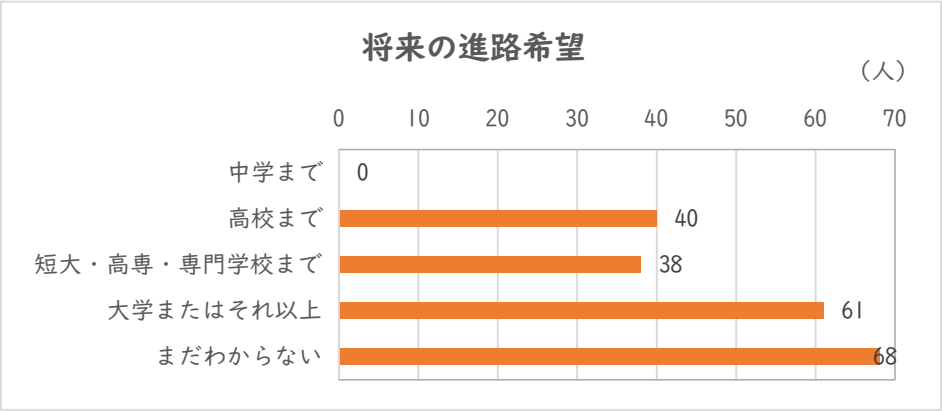

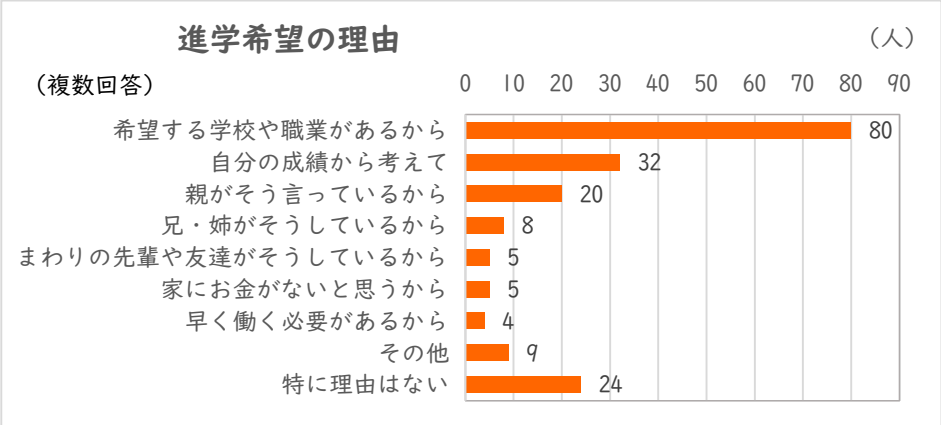

・家族のお世話

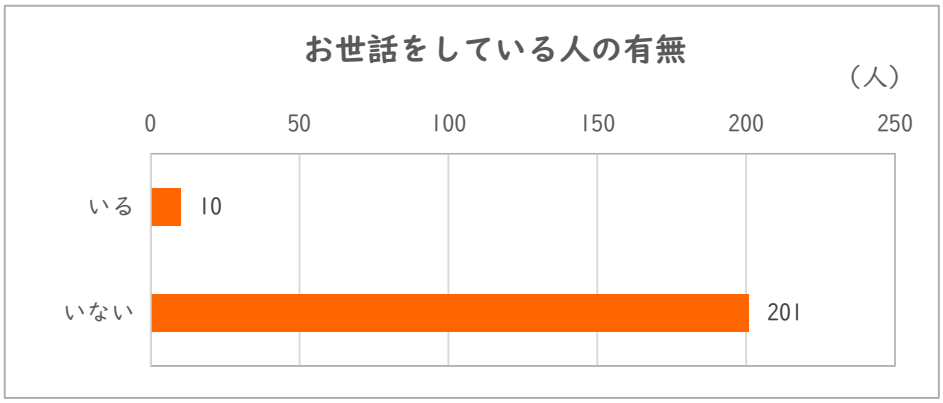

お世話の頻度　（人）

ほぼ毎日	4
週に3日～5日	2
週に1日～2日	3
1ヶ月に数日	1

お世話をすることにきつさを感じているか（人）

身体的にきつい	0
精神的にきつい	0
時間的余裕がない	2
特にきつさを感じていない	9

・ヤングケアラーの認知度

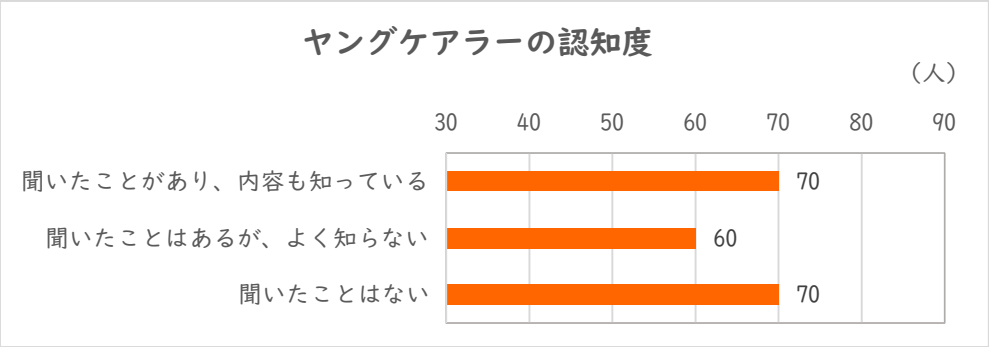

・思いや気持ち

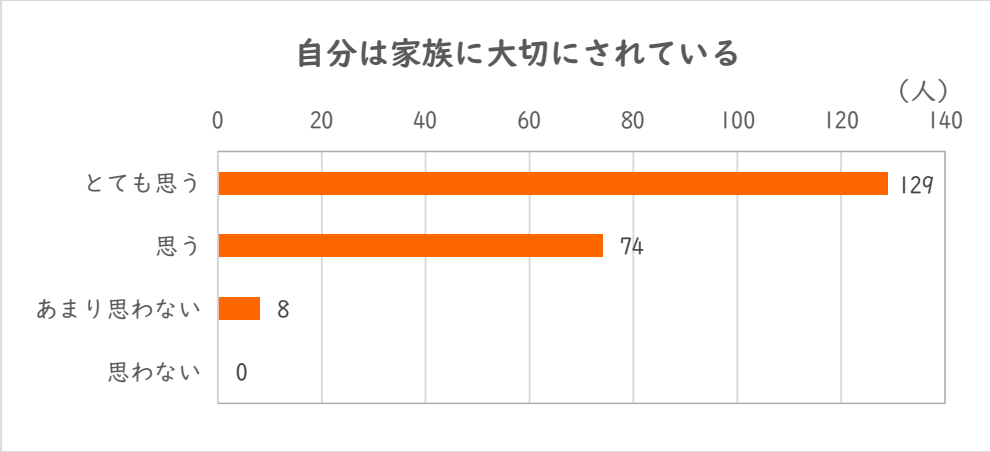

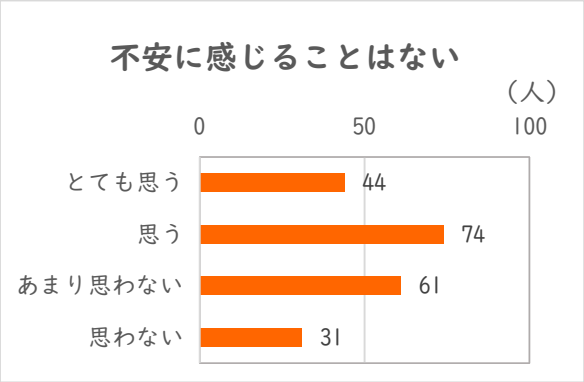

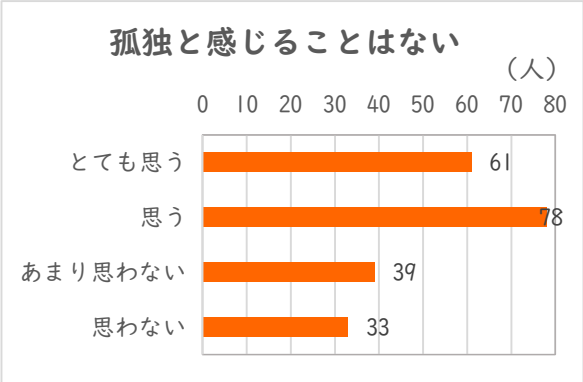

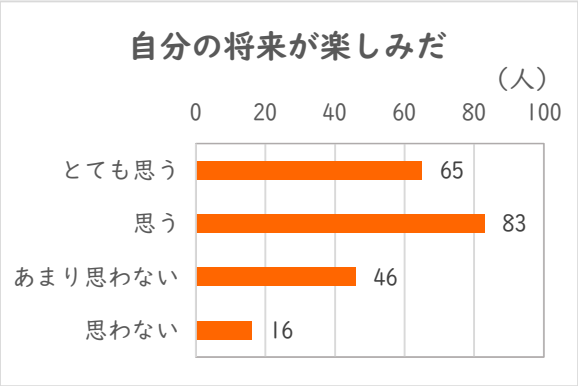

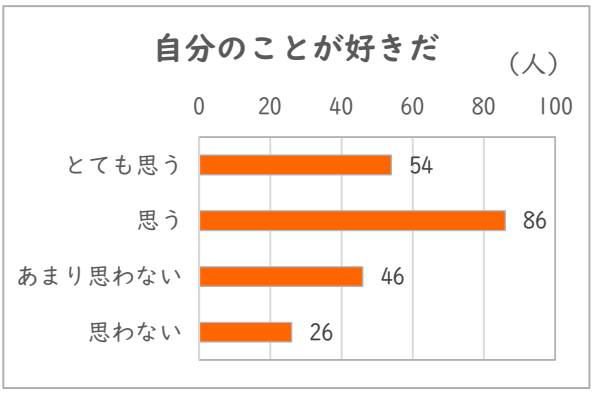

5. こどもの生活実態調査（保護者調査）

（1）調査概要

調査対象者：小学校5年生～中学校3年生の児童生徒の保護者

サンプル数：703 件

調査期間：令和 6 年 7 月 1 日～7 月 17 日

調査方法：郵送配布・郵送またはインターネットによる回収

回答数：265 件（インターネット 133 件　郵送 132 件）回答率 37.7%

（2）調査結果（抜粋）

・お子さんとの関わり方

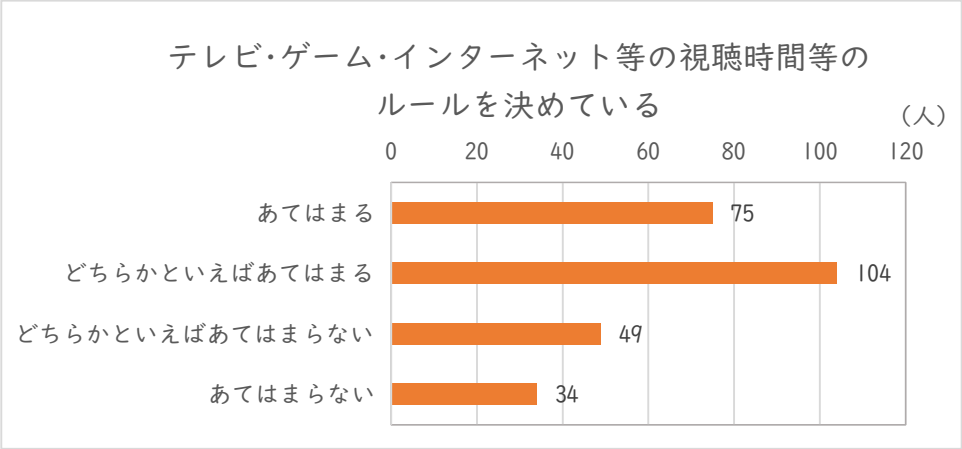

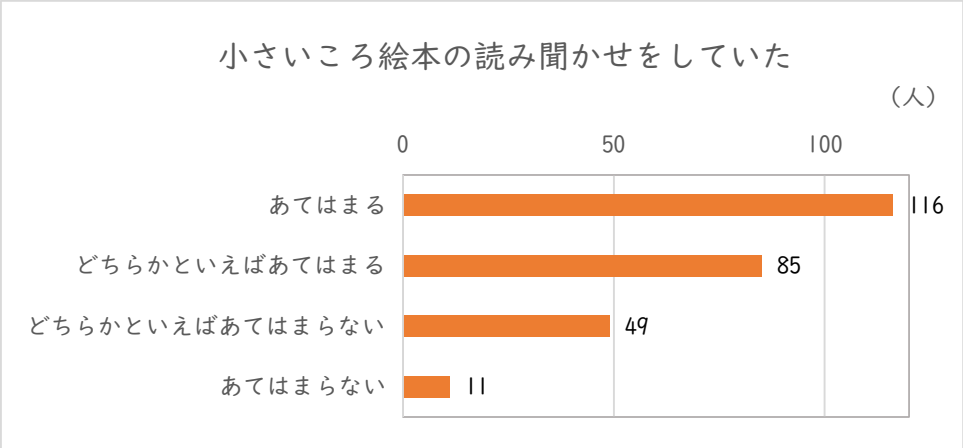

・将来の進路希望とその理由

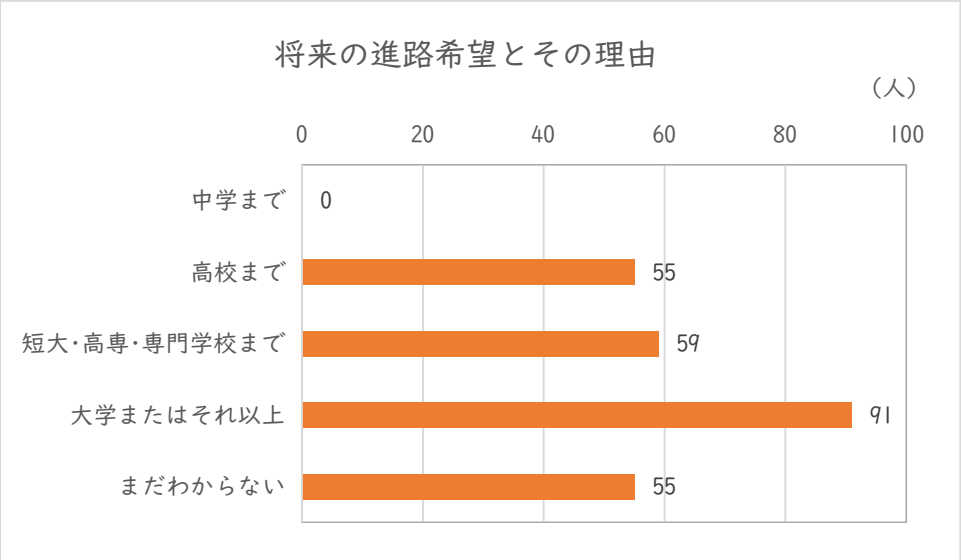

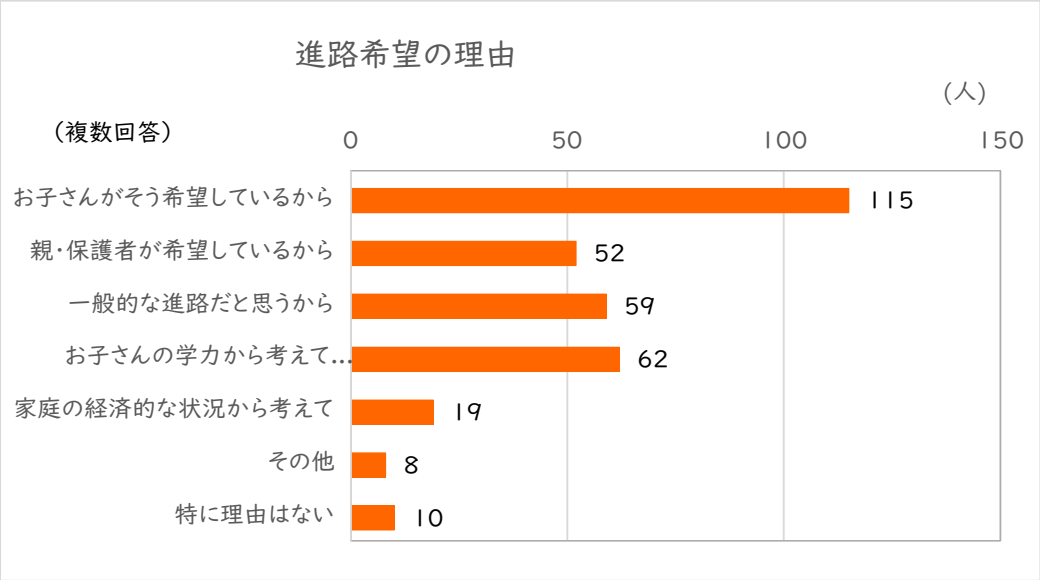

・相談相手

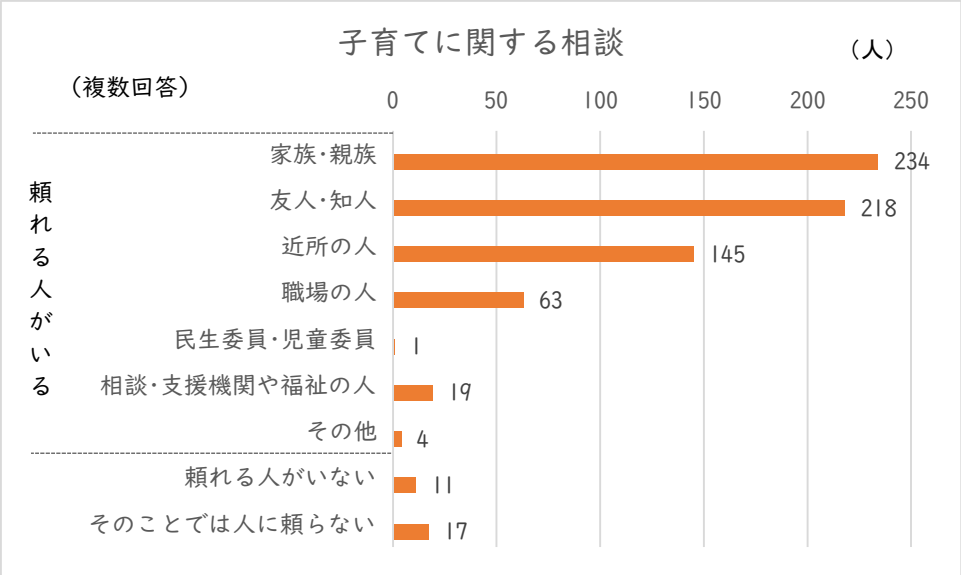

・家計の状況

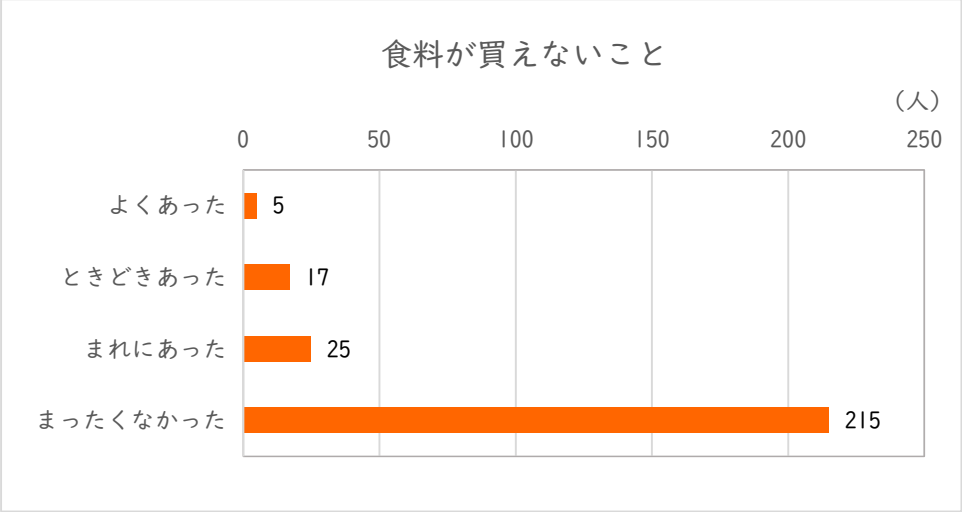

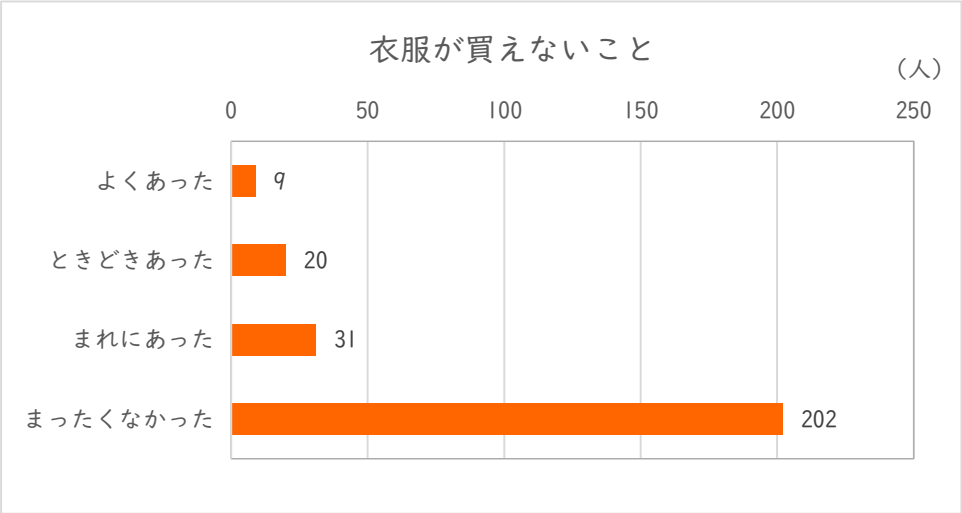

6. 若者意識調査

（1）調査概要

調査対象者：15 歳～39 歳

サンプル数：990 件

調査期間：令和 6 年 7 月 1 日～7 月 17 日

調査方法：郵送配布・郵送またはインターネットによる回収

回答数：249 件（インターネット 143 件　郵送 106 件）回答率 25.2%

（2）調査結果（抜粋）

・満足度、居場所

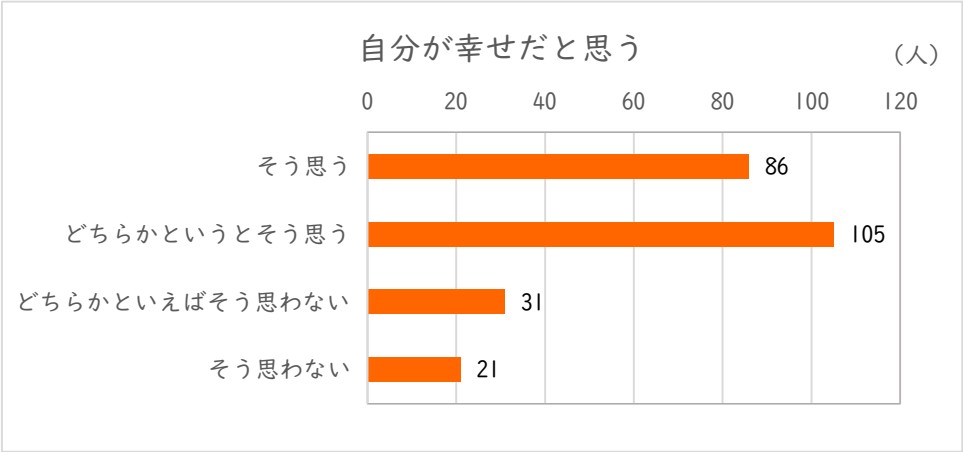

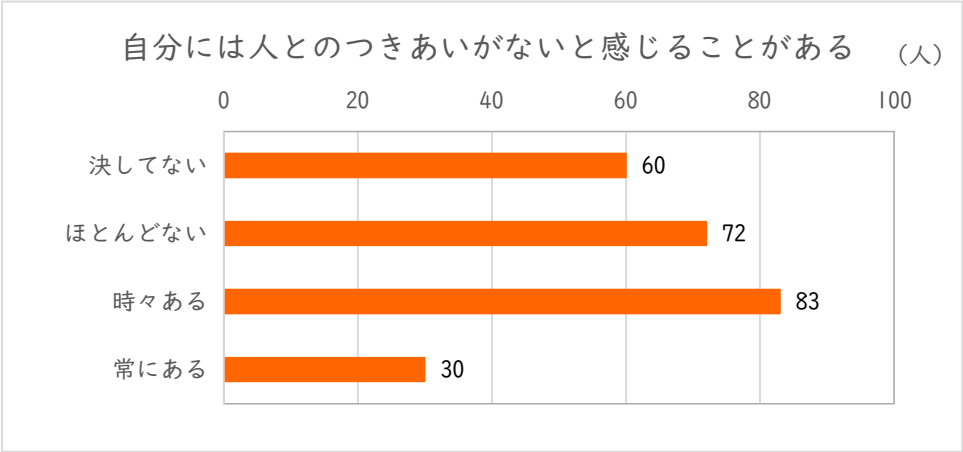

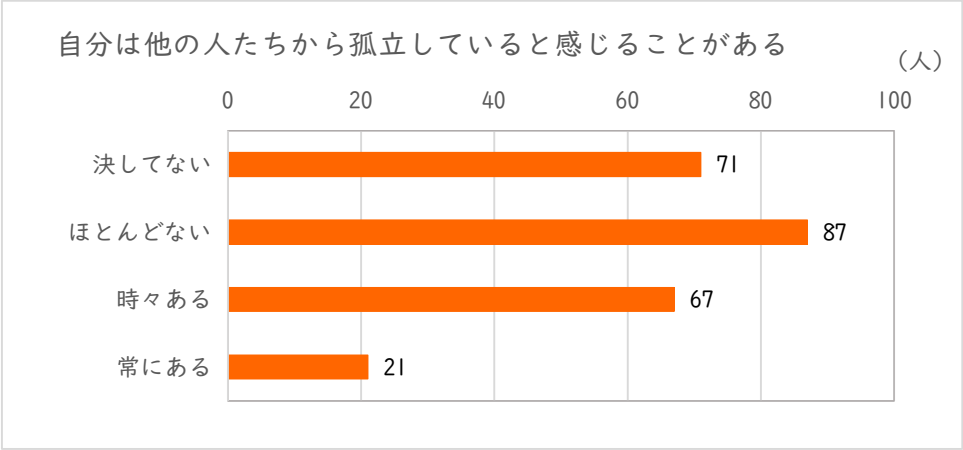

・結婚に関する考え

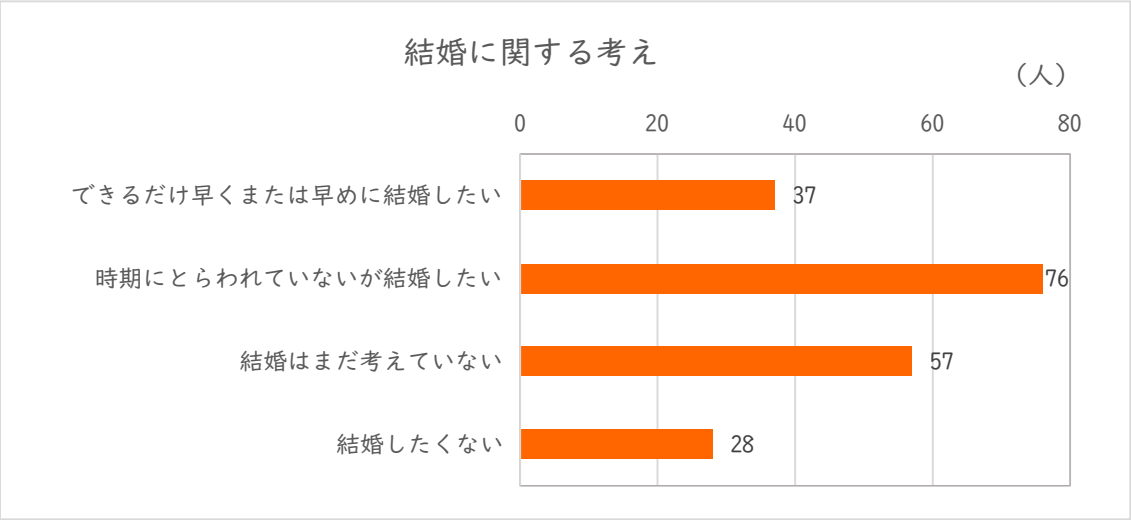

・独身でいる理由

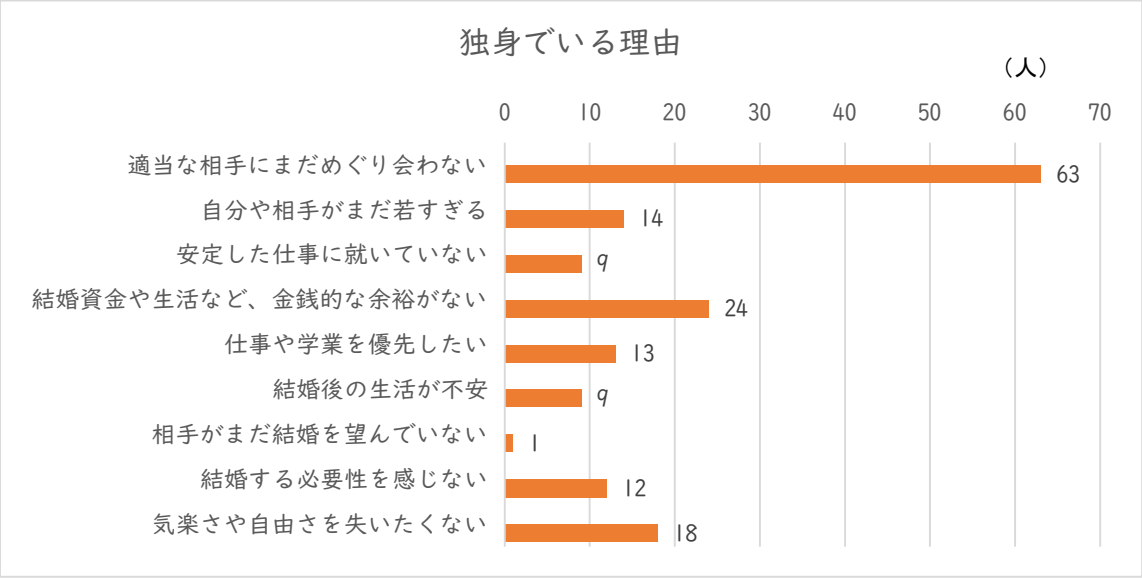

・出産に関する考え

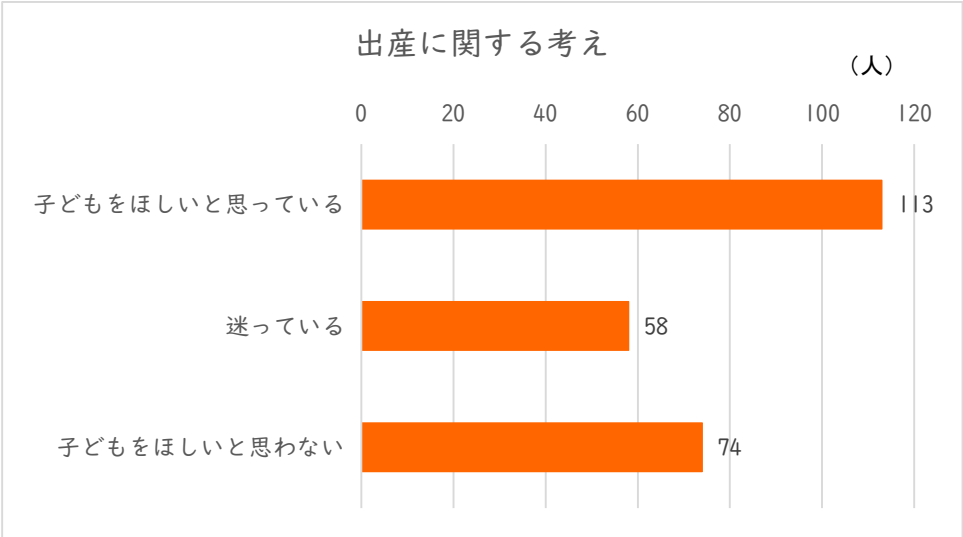

7. 子育てに関するアンケート調査（小学校就学前保護者）

（1）調査概要

調査対象者：小学校就学前の児童を持つ保護者

サンプル数：845 件

調査期間：令和 6 年 7 月 1 日～7 月 17 日

調査方法：郵送配布・郵送またはインターネットによる回収

回答数：346 件（インターネット 123 件　郵送 223 件）回答率 40.9%

（2）調査結果（抜粋）

・日頃お子さんをみてもらえる親族・知人

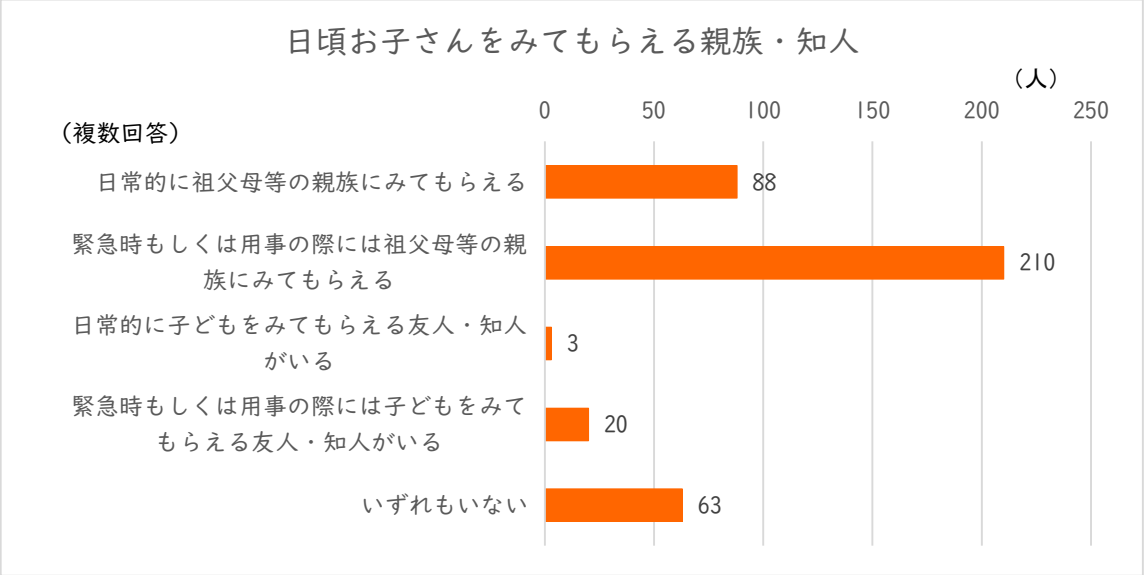

・子育てに関して気軽に相談できる人

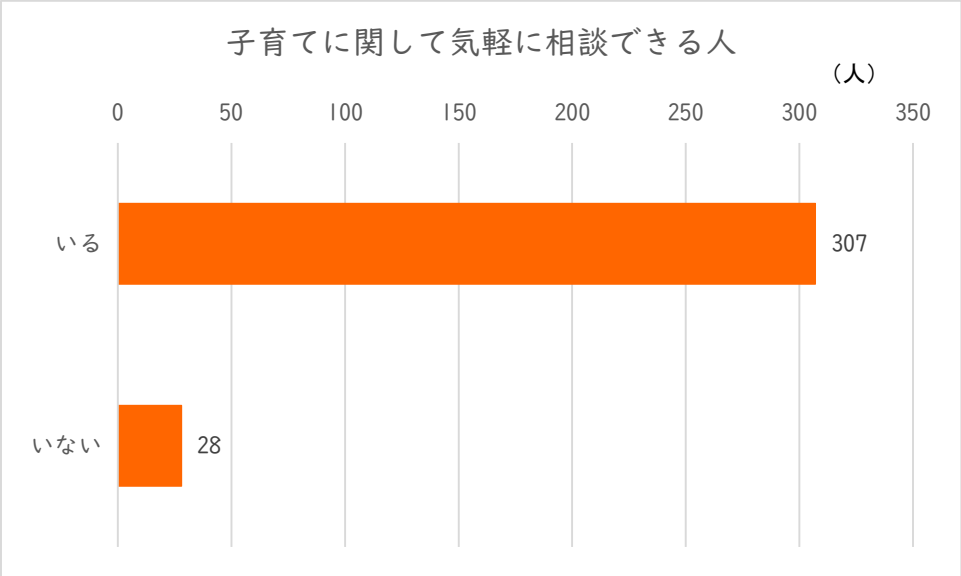

・育児休業の取得状況

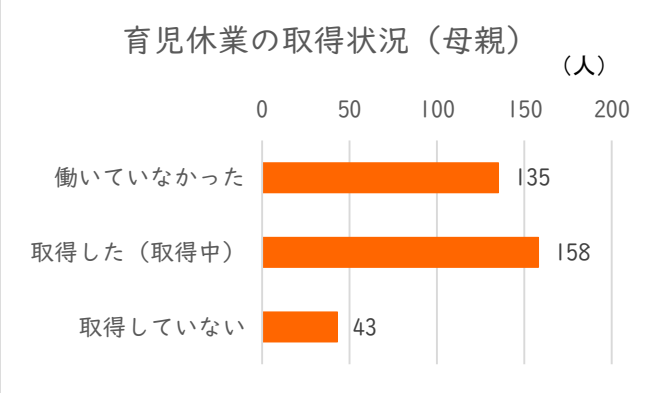

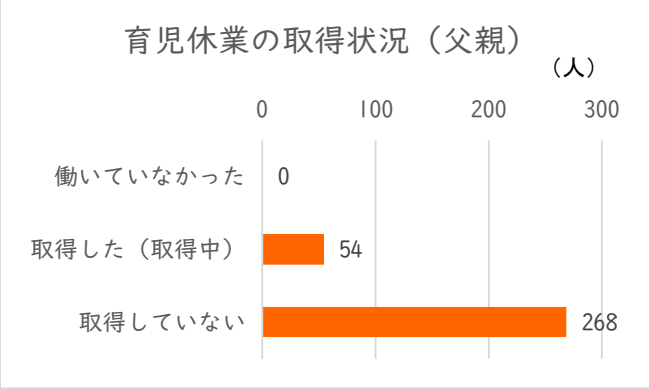

取得していない理由（上位5つ・複数回答）

母親	
子育てや家事に専念するため退職した	9
職場に育児休業の制度がなかった	8
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	6
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	4
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	3

父親	
仕事が忙しかった	120
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	111
収入減となり、経済的に苦しくなる	77
配偶者が育児休業制度を利用した	75
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	66

・短時間勤務制度の利用状況

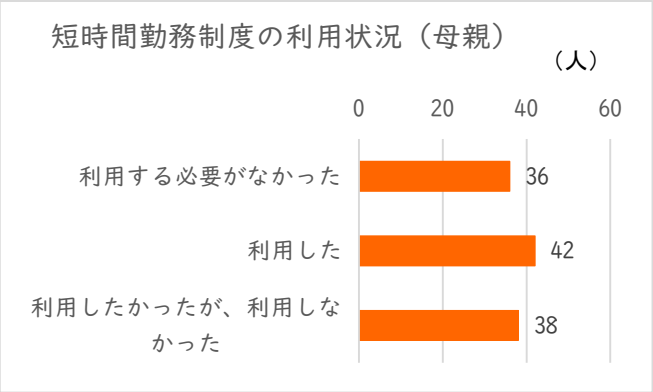

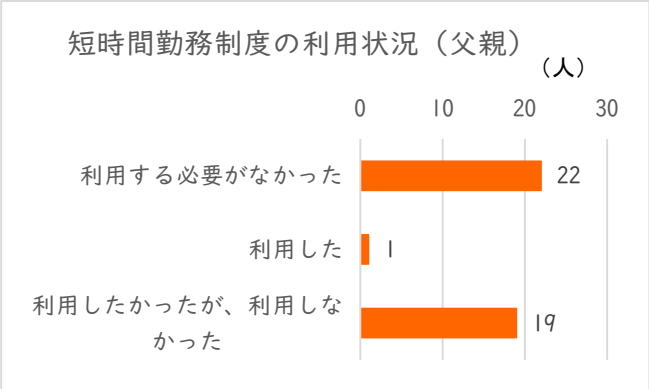

利用しなかった理由（上位3つ・複数回答）

母親	
職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった	19
短時間勤務にすると給与が減額される	19
仕事が忙しかった	13

父親	
仕事が忙しかった	11
職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった	6
職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	4
短時間勤務制度を利用できることを知らなかった	4

・子育てに関して

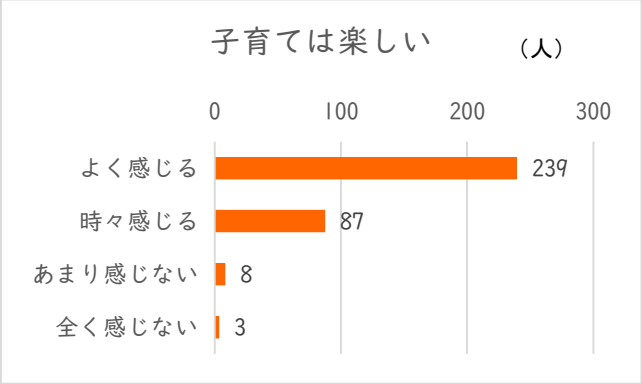

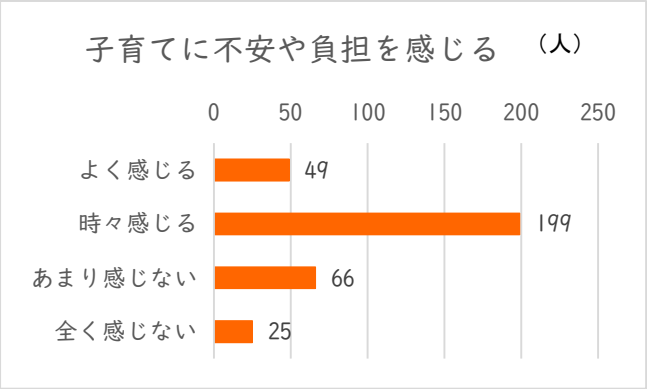

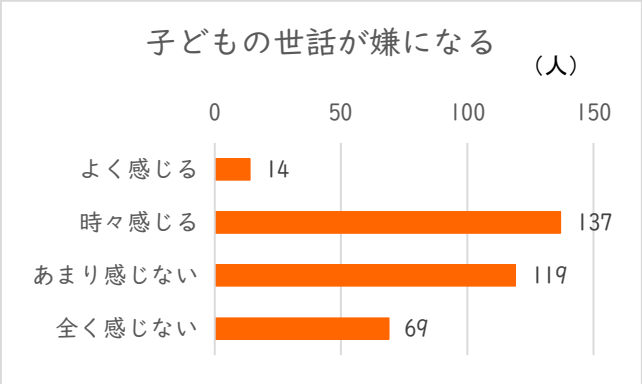

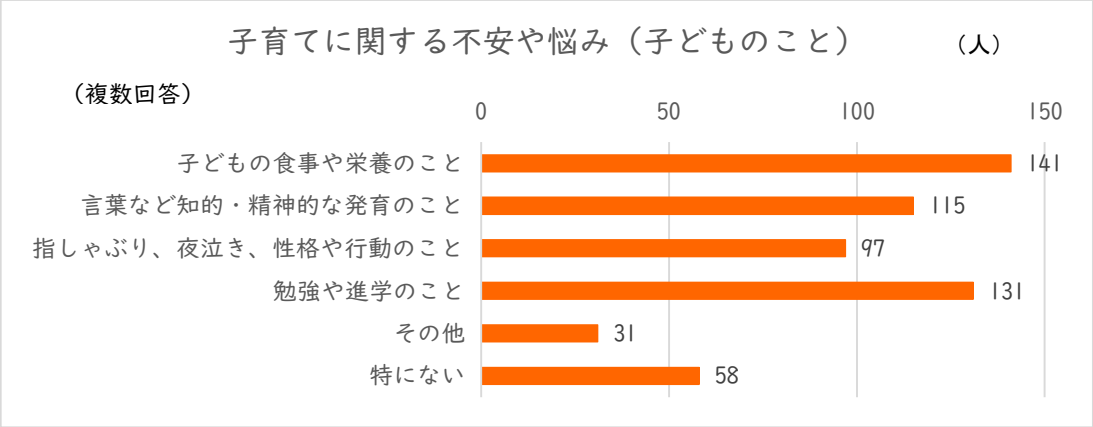

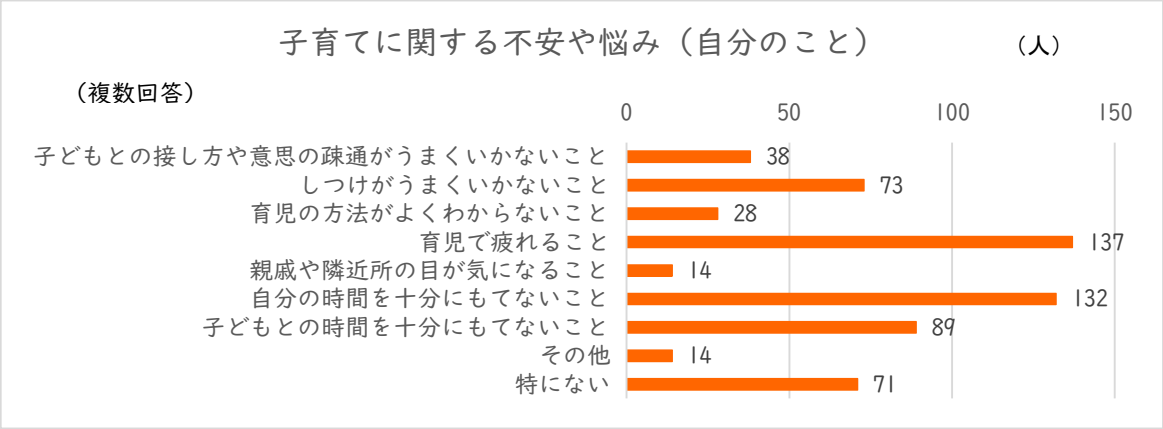

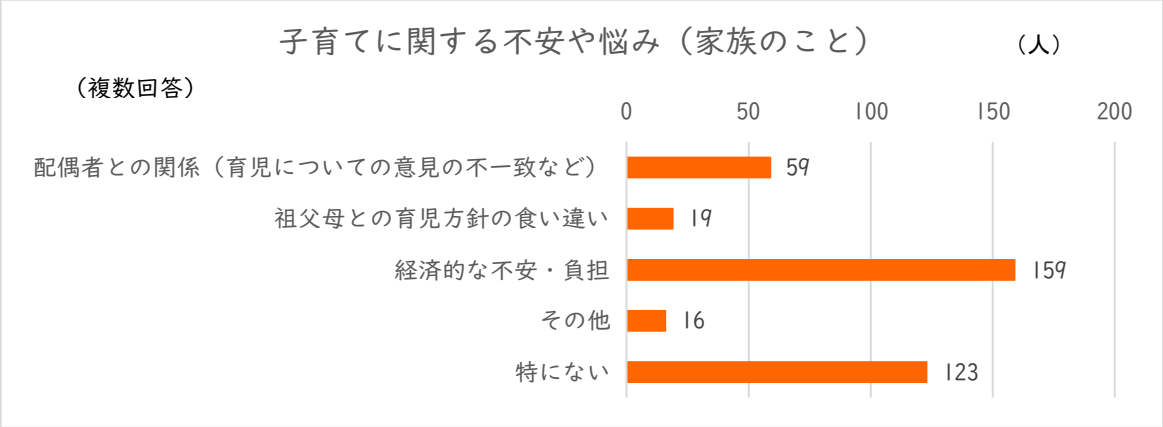

8. 子育てに関するアンケート調査（小学校就学後保護者）

（1）調査概要

調査対象者：小学校就学後の児童を持つ保護者

サンプル数：577 件

調査期間：令和 6 年 7 月 1 日～7 月 17 日

調査方法：郵送配布・郵送またはインターネットによる回収

回答数：256 件（インターネット 140 件　郵送 116 件）回答率 44.4%

（2）調査結果（抜粋）

・日頃お子さんをみてもらえる親族・知人

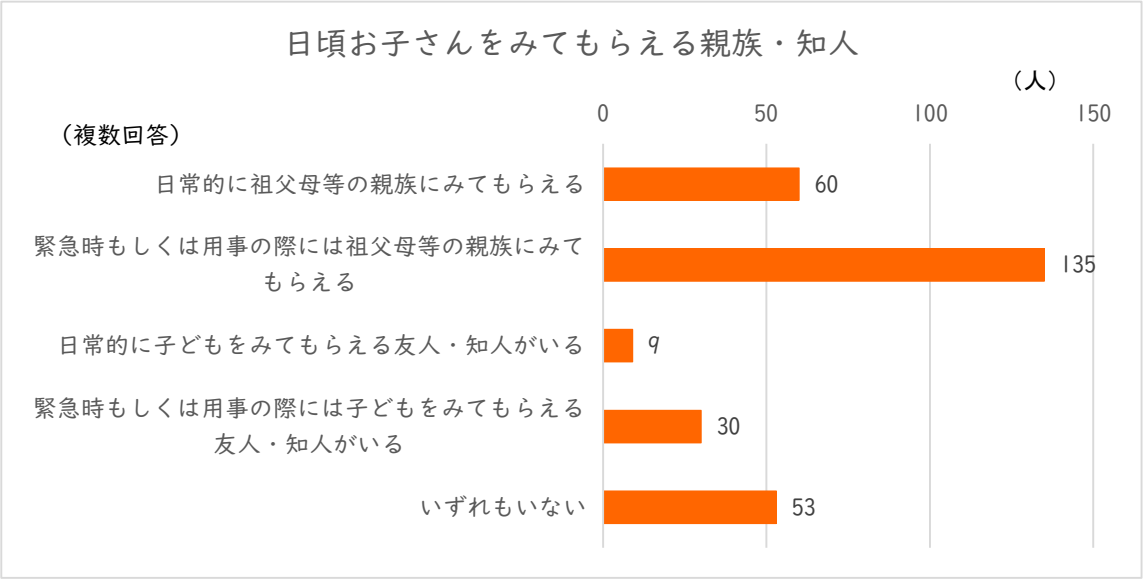

・子育てに関して気軽に相談できる人

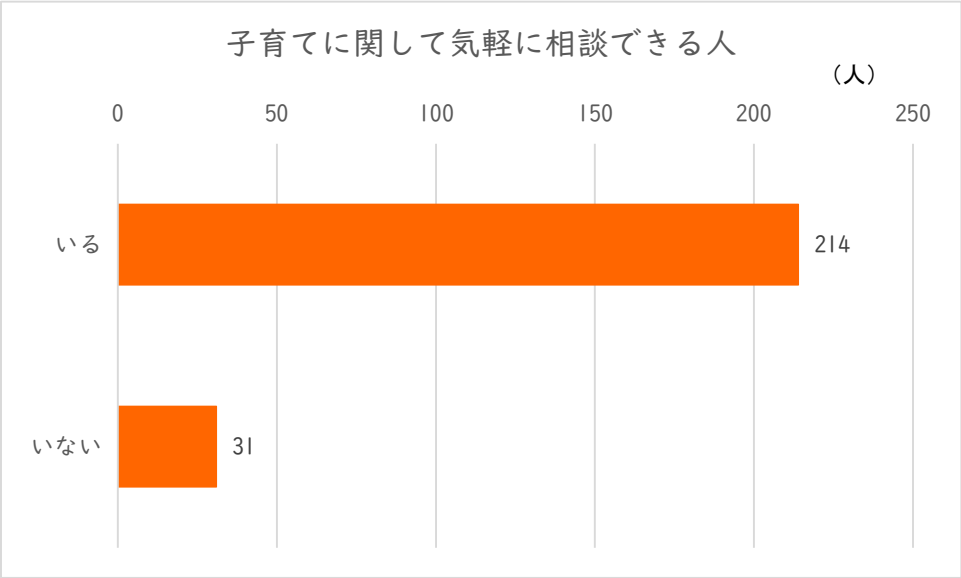

・長く働き続けるための職場環境

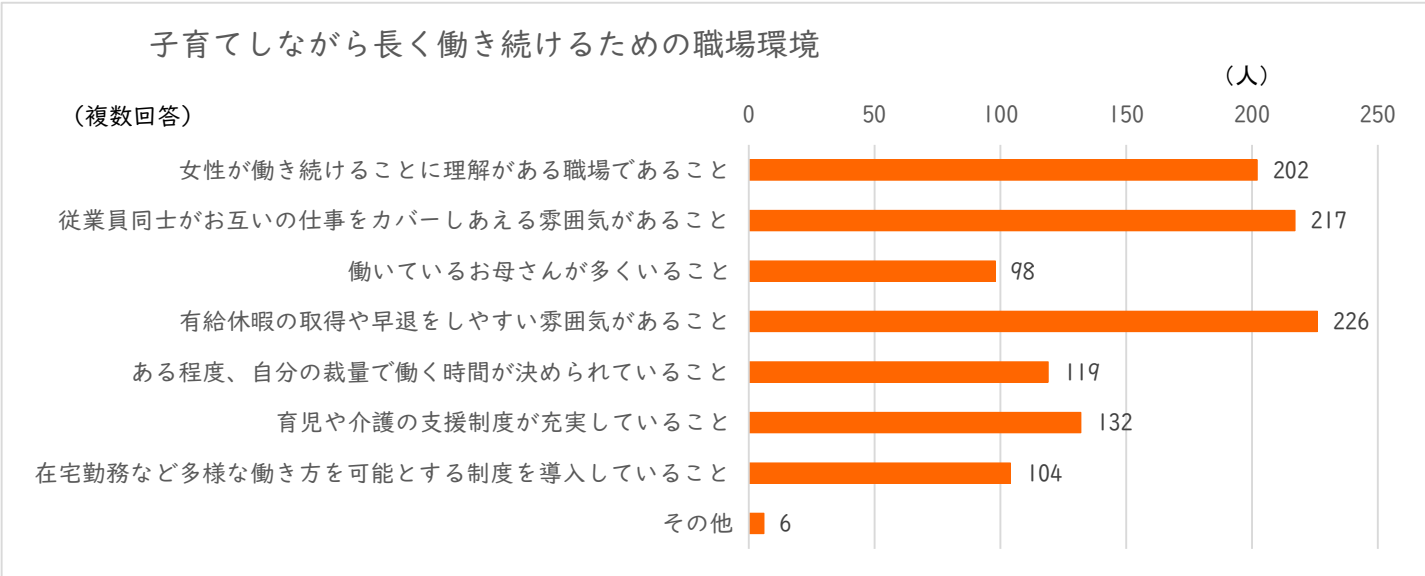

・子育てに関して

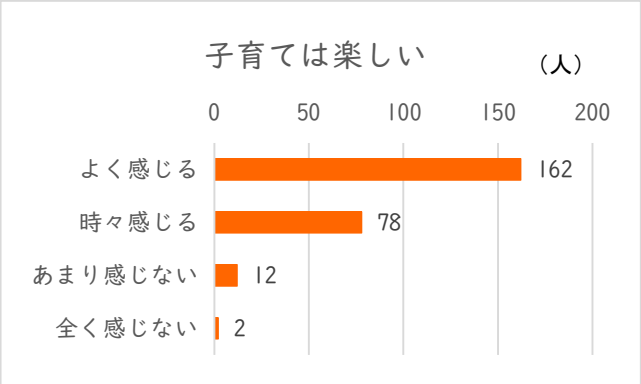
子育ては楽しい
（人）
0
50
100
150
200
よく感じる
162
時々感じる
78
あまり感じない
12
全く感じない
2

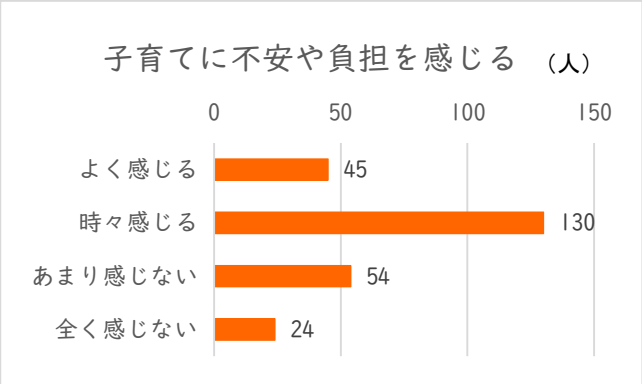
子育てに不安や負担を感じる
（人）
0
50
100
150
よく感じる
45
時々感じる
130
あまり感じない
54
全く感じない
24

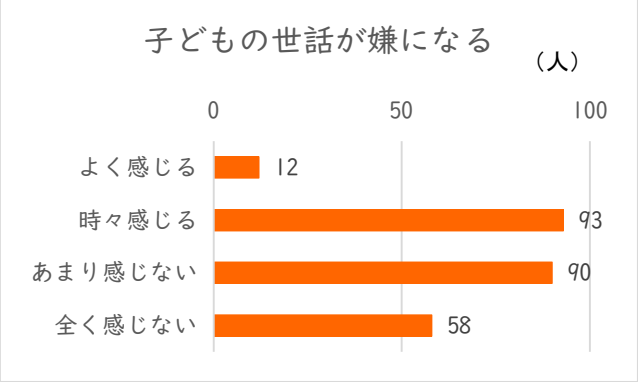
子どもの世話が嫌になる
（人）
0
50
100
よく感じる
12
時々感じる
93
あまり感じない
90
全く感じない
58

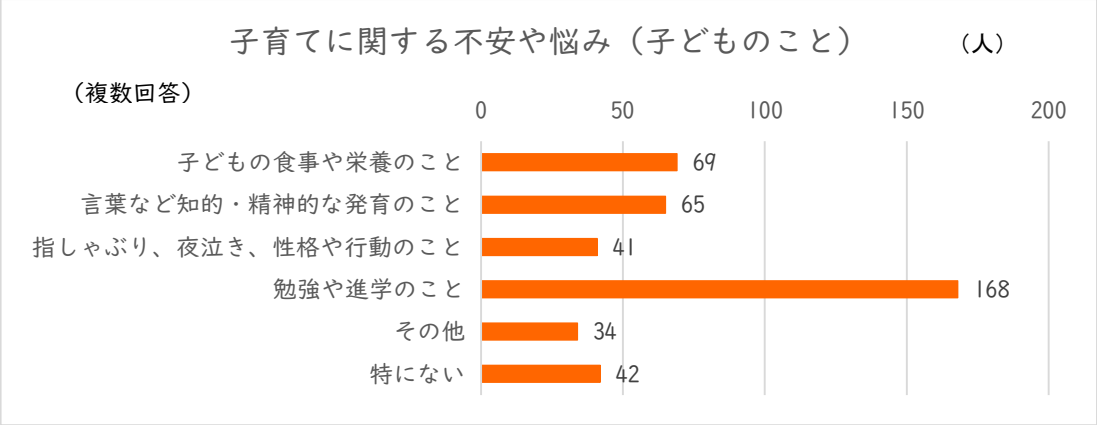
子育てに関する不安や悩み（子どものこと）
（人）
（複数回答）
0
50
100
150
200
子どもの食事や栄養のこと
69
言葉など知的・精神的な発育のこと
65
指しゃぶり、夜泣き、性格や行動のこと
41
勉強や進学のこと
168
その他
34
特にない
42

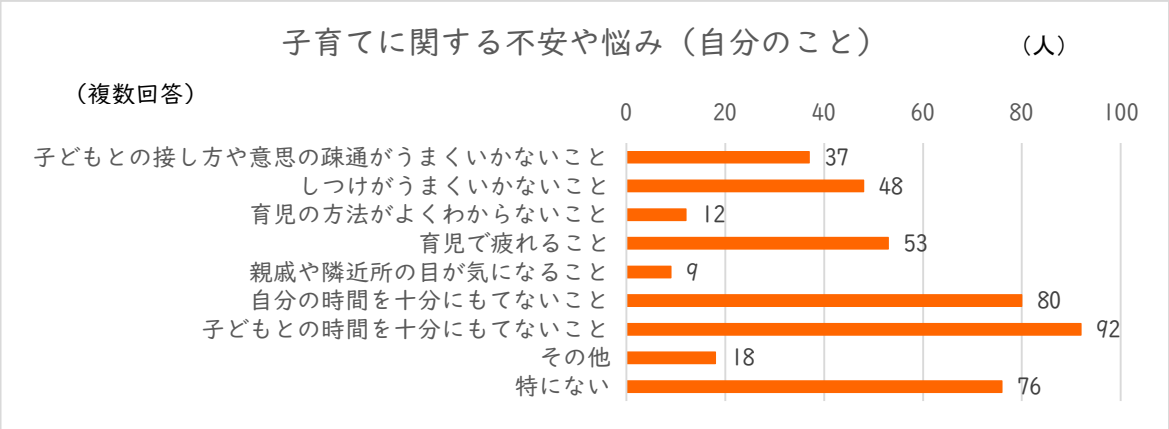
子育てに関する不安や悩み（自分のこと）
（人）
（複数回答）
0
20
40
60
80
100
子どもとの接し方や意思の疎通がうまくいかないこと
37
しつけがうまくいかないこと
48
育児の方法がよくわからないこと
12
育児で疲れること
53
親戚や隣近所の目が気になること
9
自分の時間を十分にもてないこと
80
子どもとの時間を十分にもてないこと
92
その他
18
特にない
76

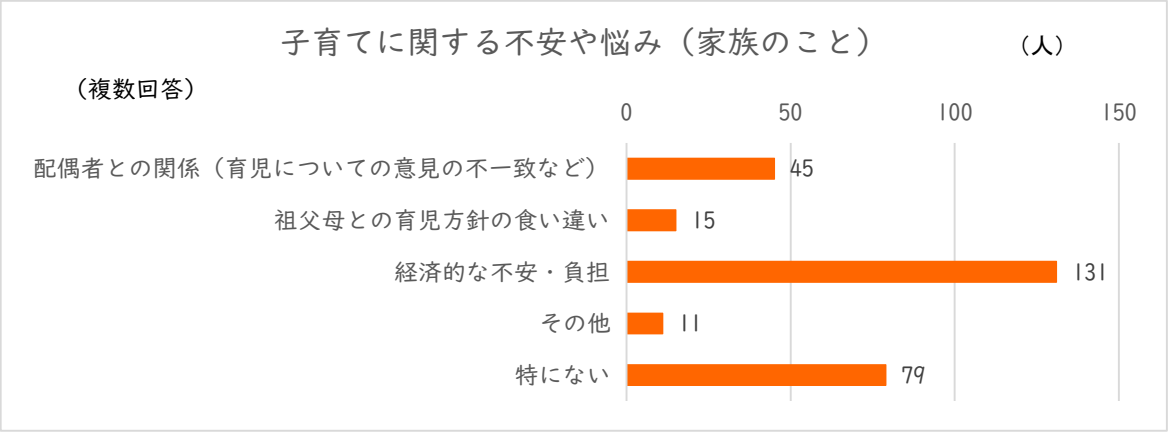

9. 計画策定の過程

（1）子ども・子育て会議における議論

保護者、事業主、労働者、子ども子育て支援に関する事業者、子ども子育て支援に関する学識経験者などから構成する子ども・子育て会議において、こども計画期間内の重点目標などをはじめ、下記のとおり６回の会議を行いました。また、当会議内外の子ども子育て支援に関する事業者で構成する政策調査研究部会において重点目標・施策の具体化に関する議論を行いました。

開催日	会議	主な内容
令和６年６月25日	第1回子ども・子育て会議	会長選出・趣旨説明など
令和６年８月６日	第2回子ども・子育て会議	国学院大学課題解決型学習成果報告・重点目標に関する協議など
令和６年９月27日	第3回子ども・子育て会議	重点事業に関する協議・政策調査研究部会の設置に関する協議など
令和６年10月29日	第1回政策調査研究部会	こどもの居場所・子育て当事者の居場所に関する視察（恵庭市）
令和６年11月18日	第2回政策調査研究部会	子育て当事者との意見交換（一の坂地域子育て支援センター）
令和６年11月25日	第3回政策調査研究部会	こども計画の重点事業に関する協議
令和６年12月11日	第4回子ども・子育て会議	政策調査研究部会報告
令和７年１月20日	第5回子ども・子育て会議	こども計画（素案）について
令和７年２月10日	第6回子ども・子育て会議	こども計画（案）について

（2）国学院大学課題解決型学習との連携

国学院大学北海道短期大学部　総合教養学科との連携により、同学科内の課題学習型学習のテーマを「こどもにとって　若者にとって　子育て当事者にとって『居心地の良いサードプレイス』ってなんだろう」として、調査研究を行いました。

この調査の過程において、こどもや子育て当事者からからの意見聴取を行い、後述する「重点目標」・「重点事業」として反映させるなど、本計画の策定にあたり連携を行いました。

令和６年５月 24 日	研究テーマの設定	「こどもにとって 若者にとって 子育て当事者にとって『居心地の良いサードプレイス』ってなんだろう」
令和６年７月 12 日	研究成果発表１	5グループ
令和６年７月 19 日	研究成果発表２	5グループ
令和６年８月６日	第2回子ども･子育て会議	課題解決型学習研究成果報告 2グループ

第3章　計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方

（1）計画のキーワード

〇今を生きているこどもたちを応援すること
〇居場所の時代：居場所は人にとって非常に大事なもの　居場所があることで自己肯定感や幸福感を高めることができる
〇居場所のファーストプレイスは家庭：家庭が安心基地になっていない場合はその課題を解決することが重要
〇困ったときにSOSを出せる環境：家庭に入り込んでいくことは難しいが、家庭から気軽にSOSを発信できるまち

（2）計画の基本理念

滝川市総合計画では、「心が育ち　人を紡ぐ　いつまでも住み続けたい”ちょうどいい田舎”」を将来像に掲げ、基本目標の１つに「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」としており、本計画の基本目標につきましても、総合計画と同じ、「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」として、各種施策を進めていくこととします。

「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」

（3）計画の重点政策

滝川市子ども・子育て会議の議論を踏まえ、以下の部分を本計画の重点政策・重点事業とします。

重点政策１　こども・若者・子育て当事者にとって居心地の良い居場所づくり

重点事業１　官民連携による「こどもの居場所」

・留守家庭児童・家庭の所得などを問わず、誰でも過ごせる居場所
・こども達が自由に好きなことをしながら過ごせる場所
・官民連携、地域の大人がこども達の健やかな成長に関わることができる場所

重点事業２　「母親のためのサードプレイス創造事業」

・母親がこどもと少し離れて、好きな時間を過ごすことができるスペース
・母親が子育ての一休みができる一時預かり施設
・母親同士が気軽に交流できるスペース

重点政策２　親子関係形成・非認知能力の育成

重点事業１　「こども家庭センター」

・妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない伴走型支援

・こどもに関する複合的な機能を持つ施設で気軽に立ち入りやすい施設

・統括支援員※1を中心に多様な専門職がきめ細かく相談に対応

重点事業２　「こども誰でも通園制度」

・幼児期における非認知能力※2の育成に向けた教育・保育事業

・保護者のこどもと離れる時間の確保

※１統括支援員：統括支援員は、保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカーその他の母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる者とし、実務面においてリーダーシップを執り、業務マネジメントを担う役割を有する。
※２非認知能力：意欲、協調性、粘り強さ、創造性など数値化できない能力のこと全般。OECD では「社会情熱的スキル」と呼んでいます。

＜参考＞子ども・子育て会議　政策調査研究部会報告

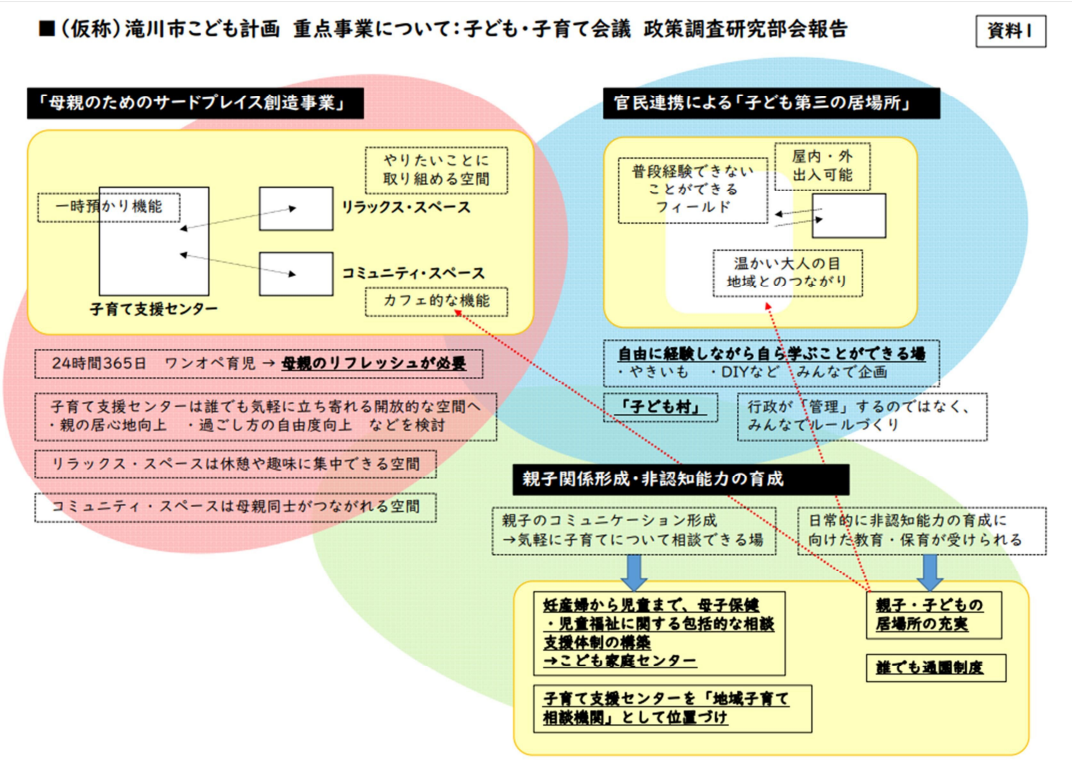

（４）施策の体系

基本理念 「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」

重点政策１ こども・若者・子育て当事者にとって居心地の良い居場所づくり

重点事業１ 官民連携による「こどもの居場所」

重点事業２ 「母親のためのサードプレイス創造事業」

重点政策２ 親子関係形成・非認知能力の育成

重点事業１ こども家庭センター

重点事業２ こども誰でも通園制度

基本目標１．豊かな心を育み成長を支える環境づくり

（１）こどもの権利の尊重
（２）多様な体験を通じた豊かな心の育成
（３）こどもの貧困対策の推進
（４）障害児支援・医療的ケア児等への支援
（５）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
（６）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

基本目標２．子育て当事者に対する支援の充実

（１）子育てや教育・保育に関する経済的な支援
（２）ワーク・ライフ・バランスの推進
（３）ひとり親家庭への支援
（４）子育て支援を推進する取組

基本目標３．安心してこどもを産み育てることができる環境づくり（誕生から幼児期）

（１）切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援
（２）幼児期のこどもの育ちを支える施策の推進
（３）幼児期のこどもの教育・保育環境の充実

基本目標４．健やかにこどもが成長できる環境づくり（学童期から思春期）

（１）確かな学力の育成
（２）豊かな心の育成
（３）健やかな体の育成
（４）こどもの居場所づくり
（５）困難に直面するこどもへの支援

基本目標５．若者を支える環境づくり

（１）若者の生活基盤の安定に向けた支援

第4章 施策の展開

1.重点政策1 こども・若者・子育て当事者にとって居心地の良い居場所づくり

(1)重点事業1 官民連携による「こどもの居場所」

○官民連携による「こども・子育て居場所づくり事業」

・地域おこし協力隊員が、リアルな空間のみならず、バーチャルな空間のつながりも活用して、「こどもの居場所」及び「父親・母親の居場所」を構築していく事業です。この居場所の構築に際し、SNSやネットメディアを活用し、リアル・バーチャル双方のつながりを増やしていきます。

・こどもが自らやりたいことを企画し、地域の温かな大人たちがそれを支えるなど、地域のこどもたちの成長に地域の大人たちが関わることができるような「こども村」といった運営を行います。

(2)重点事業2 「母親のためのサードプレイス創造事業」

○母親のためのサードプレイス創造事業(母親のレスパイトケア※1推進事業)

・24時間365日育児を行っている母親のレスパイトケアを目的とした居場所づくりを推進します。

・地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)を活用したこどもの一時預かり事業の創設及び母親のための「コミュニティスペース」、「リフレッシュスペース」を併設することで、産後ケア事業から切れ目のない(生後5ヶ月以降)母親のレスパイトケア事業を推進します。

・より気軽で開放的な環境とするため、一の坂地域子育て支援センターを滝川ふれ愛の里に移転し、同施設内に母親同士がカフェ的な雰囲気で交流できる「コミュニティスペース」と母親が休憩したり、自分の時間を過ごすことができる「リフレッシュスペース」を設置します。

※1レスパイトケア(Respite Care):レスパイト(respite)とは、「休息」、「息抜き」及び「小休止」を意味する。レスパイトケアは、在宅で育児や介護をしている家族のケアを一時的に代替することで、家族が一時的に育児や介護のケアから離れて休息し、リフレッシュを図る家族支援サービスの一つ。

■目標達成に向けたロードマップ

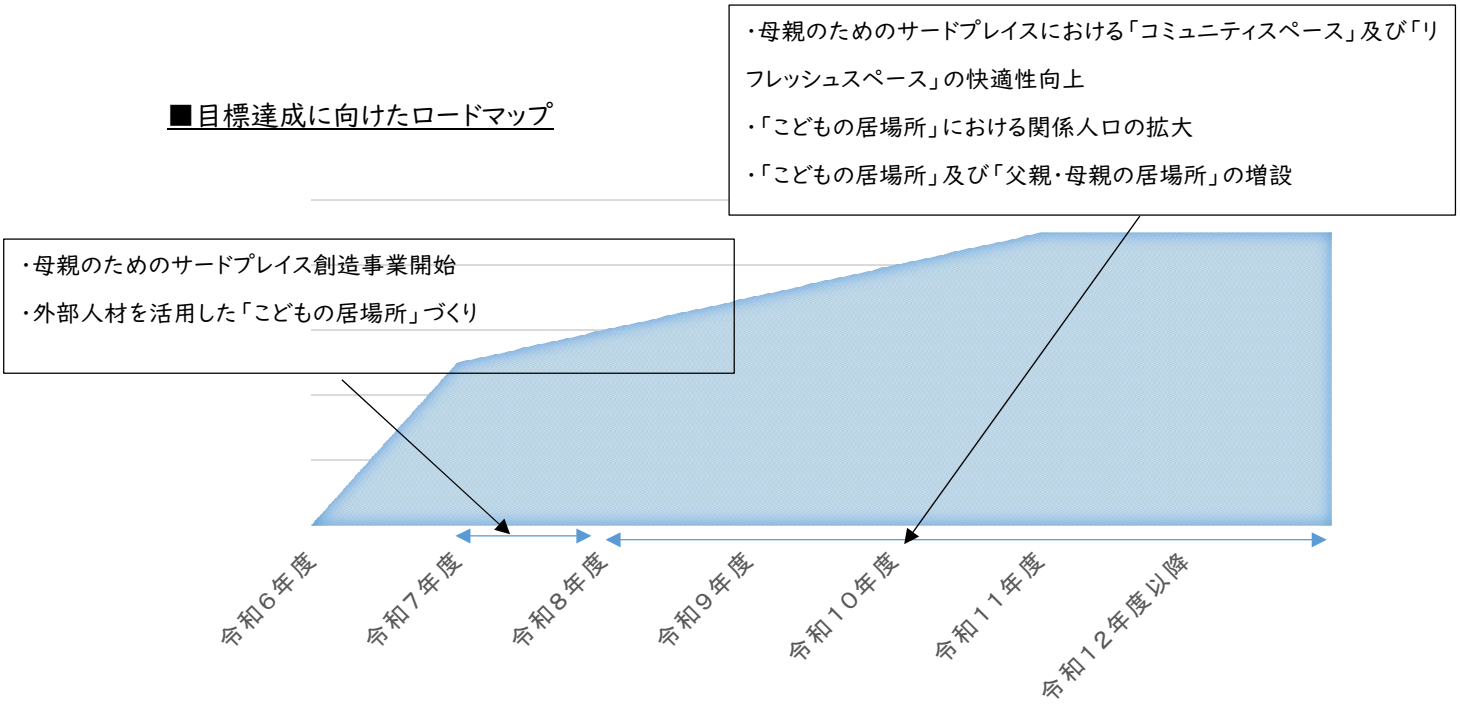

2. 重点政策2 親子関係形成・非認知能力の育成

（1）重点事業1 こども家庭センター

〇こども家庭センター

・ちょっとした子育てに関する相談から悩みまで、気軽に相談しやすく、ワンストップで対応できる組織をつくり、親子関係形成に向けたお手伝いを行います。

・妊娠期から出生、子育て期までの母子保健・子育て支援に関し、1つの組織において切れ目のない伴走型の支援を行います。

・母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置し、統括支援員のもとに、保健師、社会福祉士、こども家庭支援員、ひとり親支援員などの専門職員グループ体制を構築し、分野横断型の支援体制を構築します。

・「滝川市公共施設個別施設計画」において中期計画に位置付けている「子育て施設複合化事業」（「保健センター」、「こども発達支援センター」、「滝川中央保育所」の複合化事業）に、「こども家庭センター」、「子育て支援センター」の機能を加え、改めて複合化によるメリットの最大化を図るための整備構想づくりを進め、同時に国の財源措置を含めた財源対策の最大化を図り、実現に向けて進めます

（2）重点事業2 こども誰でも通園制度

〇こども誰でも通園制度

・幼児期におけるこどもの非認知能力の育成に向け、幼稚園や保育所における専門的な教育・保育を実施します。

・既存の一時的保育事業をもとに「こども誰でも通園制度」事業化に向けた条件整理を進め、就労要件問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を開始します。

・滝川市子ども・子育て会議 政策調査研究部会における議論を深め、市内の全ての幼稚園・保育所において、一斉にこどもたちが集える場の定期的な開催を目指します。

■目標達成に向けたロードマップ

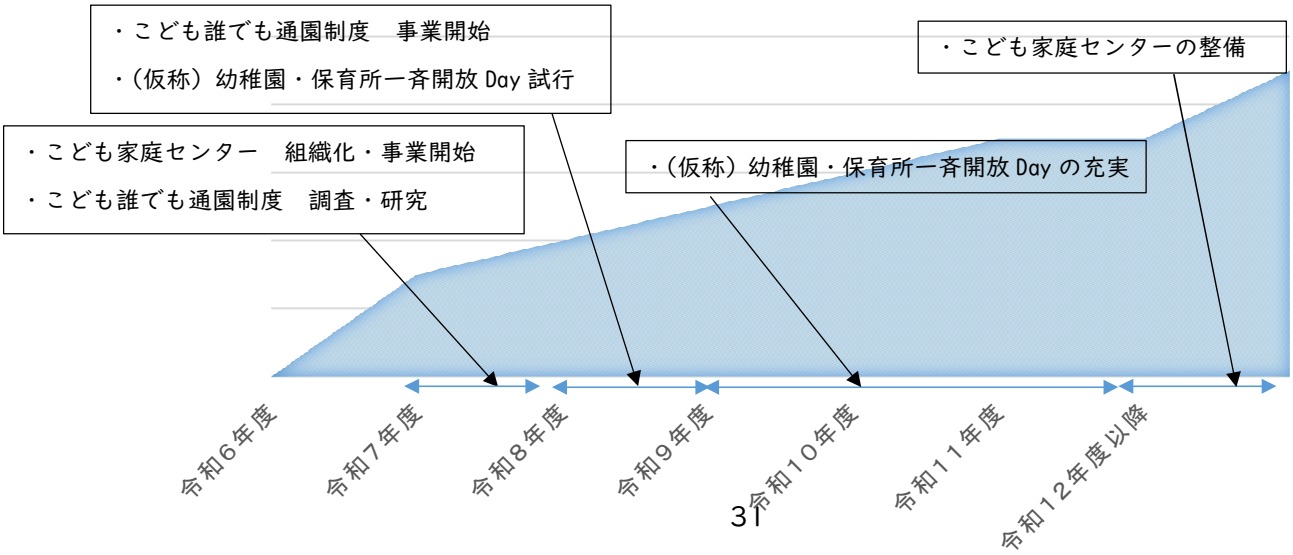

基本目標１．豊かな心を育み成長を支える環境づくり

（１）こどもの権利の尊重

＜主な事業＞

〇こどもの権利の普及啓発

・子どもの権利条約やこども基本法などについて、こども・若者や子育て当事者を含む、全ての市民に正しく理解されるよう情報発信や普及啓発に取り組みます。

〇こどもの権利に関する学習機会の確保

・こどもの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育を展開していきます。

・こどもが自らの権利について正しく理解できるよう、学習機会の確保に取り組みます。

〇相談に対応する支援体制の充実

・いじめや虐待等、こどもや保護者等からの様々な相談に対応できるよう、支援体制の充実を図ります。

（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

＜主な事業＞

〇官民連携による「こどもの居場所」【重点事業】（再掲）

・こども達を中心に、地域の大人達がそれを支えるいわゆる「こども村」の設置に向け、体制整備を進めます。

〇読書活動の充実

・子どもの読書活動推進計画に基づいた読書活動を推進します。

〇コミュニティ・スクール事業の推進

・地域と学校をつなぐ地域学校共同活動推進員（地域コーディネーター）の活動により、地域住民や企業・団体との連携による様々な体験プログラムの充実を図ります。

（３）こどもの貧困対策の推進

＜主な事業＞

〇生活困窮者自立支援事業

・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援や就労に関する支援等（事業委託）を行います。

〇ひとり親家庭等医療費助成

・疾病の早期発見と早期治療により健康の保持増進を図るとともに、経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成します。

〇就学援助

・経済的な理由で就学が困難な場合に、学用品費や学校給食費の一部を援助します。

（４）障害児支援・医療的ケア児等への支援

＜主な事業＞

〇こども発達支援センター

・心身やことば、行動やコミュニケーションなど、発達の心配や不安について、保育所、幼稚園、学校等と連携を図りながら、専門職による相談支援を行います。また、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業などを行います。

〇わくわくプレイルーム

・1歳6ヶ月健康診断・2歳児相談などで支援が必要と思われる親子に対し、保護者がこどもと集中して遊ぶことで親子関係の大切さを知り、こどもの成長を伸ばす関わり方を実践できるよう援助します。

〇障がい福祉サービス費の支給

・障がい児等に対する各種福祉サービス費を支給し、障がい児等の発達支援及び保護者の介護負担軽減を図ります。また、本人のための支援が年齢で途切れることのないよう、学校等とも連携し、切れ目のない支援に取り組みます。

〇自立支援医療（育成医療）

・18歳未満の身体に障がいがある児童でその障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に治療効果が期待できる方に対して医療費を支給します。

〇障がい児保育

・保育が必要で集団保育が可能な障がい児を受け入れて保育を行います。また集団保育による療育が必要なこどもを対象に、健常児との関わりの中で発達促進を図るため、統合保育を行うとともに、療育相談等で、フォローを必要とするこどもを対象に、健常児との集団生活を体験できる場を提供します。

〇特別支援教育の推進

・教育支援委員会議による教育相談により、一人一人の障がいの状況に応じたきめ細かなニーズを把握し、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」を作成し、福祉部局と連携した幼児期から一貫した支援を行うことにより、インクルーシブ教育を推進します。また、ICTを効果的に活用し，個別最適な学びを推進します。加えて、日常的ケアを必要とする児童生徒が在籍する場合には、看護師を派遣し、医療的ケアを実施します。

（５）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

＜主な事業＞

〇要支援妊婦への支援

・要保護家庭、若年、精神疾患、知的障がい、妊娠受容、多胎妊娠などの特定妊婦に対し、支援プランの作成をはじめ、関係機関との連携により妊娠時から出生後までの切れ目のない支援を行います。

〇児童虐待防止等ネットワークの充実

・要保護児童等対策連絡協議会を中心として、要保護・要支援家庭に対する早期発見・早期対応に取組みます。

○子育て短期支援事業

・児童を養育している保護者の疾病、疲労その他の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童養護施設及び里親において一時的に養育する子育て短期支援事業を実施します。

○ヤングケアラー※1等への対応

・ヤングケアラーに関する広報活動やアンケート調査の実施により、ヤングケアラーの早期発見に努め、北海道（ヤングケアラーコーディネーター）とも連携し、必要な支援につなげます。

※1 ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者

（6）こども・若者の自殺対策、犯罪、交通事故などからこども・若者を守る取組

＜主な事業＞

○自殺予防

・自殺予防に関する普及啓発事業を保健部局と図書館等との連携により実施するとともに、ゲートキーパー養成講座の実施により、身近な相談相手を育成します。

○犯罪対策

・通学路安全点検をはじめとして、市内の関係機関との連携により、安全・安心な地域づくりを進めます。

○SNS 等への対応

・スマートフォン等の長時間利用による生活習慣の乱れやネット依存、いじめや犯罪につながるネットトラブルからこどもたちを守る取組みを推進します。

○通学路安全対策事業

・定期的な安全点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組みを行うとともに、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察等の対象施設、その他所管、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

■目標達成に向けたロードマップ

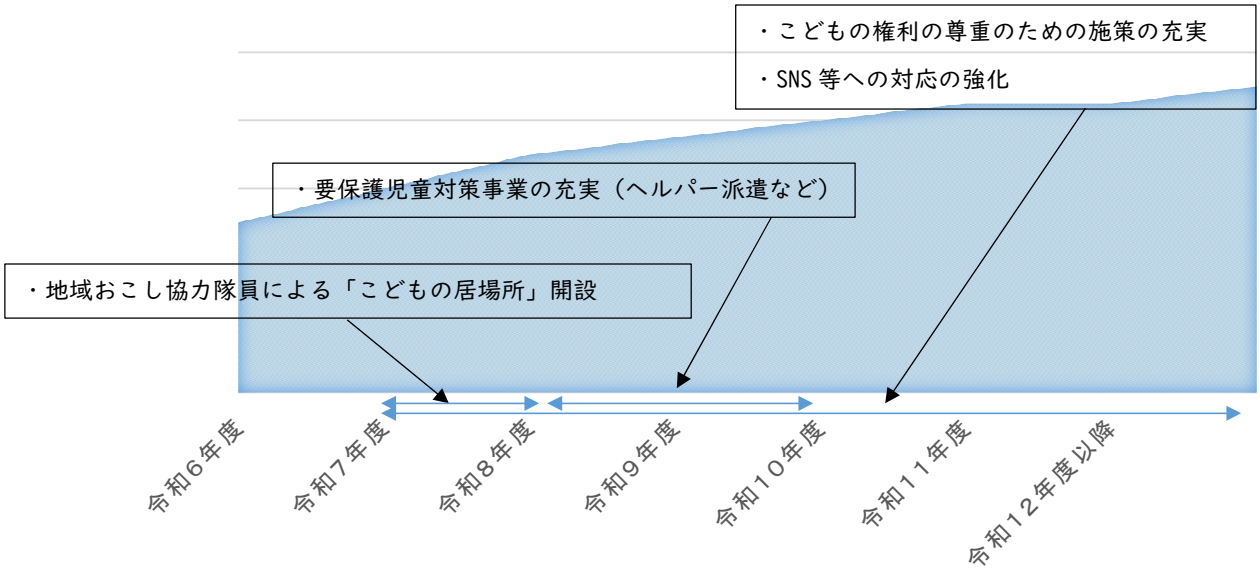

基本目標２．子育て当事者に対する支援の充実

（１）子育てや教育・保育に関する経済的な支援

＜主な事業＞

○妊婦のための支援給付金

・出産、子育てを応援するため、妊娠届提出時及び妊娠中期等の面談実施後に給付金を支給します。

○子ども医療費助成制度

・疾病の早期発見と早期治療により健康の保持増進を図るとともに、経済的負担を軽減するため、中学生までのこどもの医療費の全額を助成します。

○保育所保育料の一部軽減

・保育料に係る階層の細分化により保育所保育料の一部を軽減します。

○特別支援教育就学奨励

・特別支援教育を円滑に受けることができるようにするため、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。

○特別児童扶養手当

・20 歳未満の精神・知的・身体に中度から重度の障がいを有する障がいがある児童を扶養している父母または養育者に対して、手当を支給します。

○障害児福祉手当

・重度の障がいがあるため日常生活に常時介護を必要とする 20 歳未満の方で施設に入所されていない方に対して、手当を支給します。

○児童手当

・次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、０歳から １８歳到達後最初の３月 31 日までの児童について、手当を支給します。

（２）ワーク・ライフ・バランス※１の推進

＜主な事業＞

○ワーク・ライフ・バランスの推進

・仕事と家庭の両立や柔軟な働き方の促進、業務の効率化や長時間労働の削減など、事業所が積極的にワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むよう働きかけます。

○育児及び介護休暇等の取得の促進

・男性・女性ともに育児や介護との両立ができるよう、育児休暇や介護休暇等の積極的な取得を働きかけるとともに、取得しやすい職場環境づくりを進めるよう啓発に取り組みます。

※１ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。

（３）ひとり親家庭への支援

＜主な事業＞

〇児童扶養手当

・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、父母の離婚、父又は母の死亡等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、手当を支給します。

〇母子・父子自立支援事業

・ひとり親が自立するために、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。

〇母子・父子自立支援プログラム策定事業

・自立促進の母子・父子自立支援プログラム策定員が公共職業安定所と連携し、就労を支援します。

（４）子育て支援を推進する取組

＜主な事業＞

〇こども・子育て情報の発信

・「たきかわ子育てガイド」をはじめ、「滝川市公式ホームページ」、「滝川市公式 LINE」により、こども・子育て情報を発信します。

■目標達成に向けたロードマップ

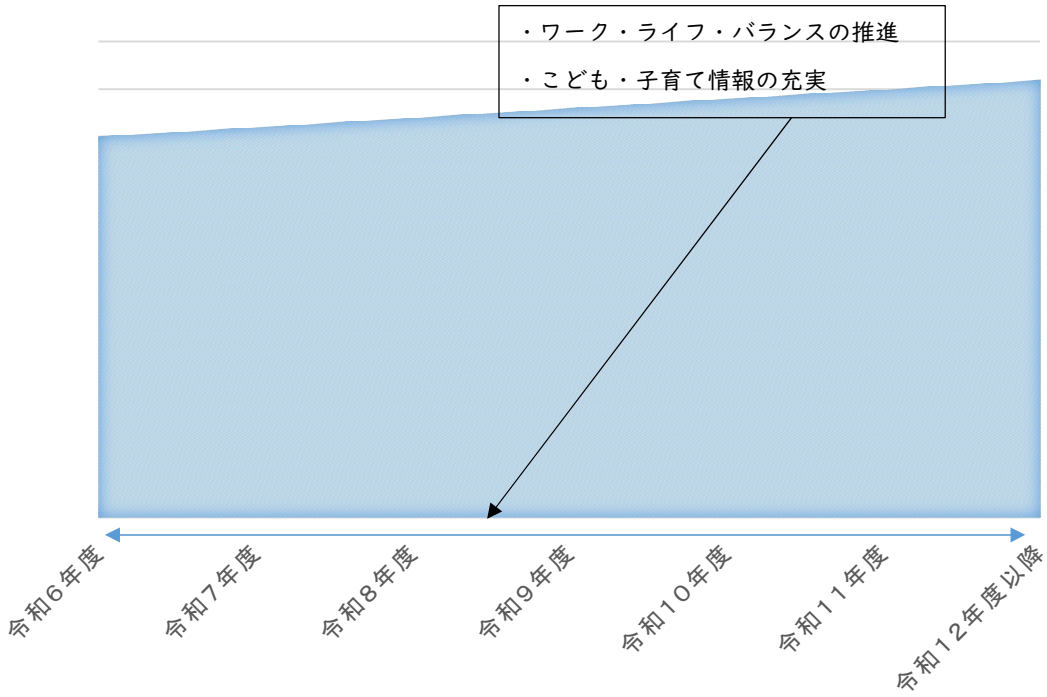

基本目標３．安心してこどもを産み育てることができる環境づくり（誕生から幼児期）

（１）切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援

＜主な事業＞

○不妊治療費助成事業

・特定不妊治療及び特定不妊治療と併用して実施された先進不妊治療にかかった費用の一部を助成します。

○妊産婦健康診査費用助成

・妊娠中の健康管理とすこやかな赤ちゃんの出産のため、妊婦一般健康診査（14 回）と超音波検査（6 回分）の受診票を交付することにより、妊産婦健康診査の受診を勧奨します。

・産後のお母さんの心とからだの健康を守るため、産後１カ月頃にある産婦健康診査（1 回分）の費用を助成します。

○妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業

・こども家庭センターにおいて、子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付と児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせて、妊産婦に対して相談援助支援を行います。

○母親学級（たきかわマタニティクラス）

・妊娠中の身体管理や栄養管理、分娩の経過、母乳育児等、安全な出産に向けて正しい知識、情報の提供を行います。また、赤ちゃんと妊婦のふれあい体験の場（おいでよ　もうすぐママさん）を定期開催します。

○妊産婦歯科検診

・歯周病等歯科疾患の予防と早期発見、妊婦自身やこどもの歯科保健意識の向上を図ります。

○産後ケア事業

・出産後の産婦を対象に、宿泊型、通所型及び訪問型の産後ケア事業を行います。

○「母親のためのサードプレイス創造事業」【重点事業】（再掲）

・地域子育て支援センターを誰でも気軽に立ち寄れるような開放的な空間へと変えていくとともに、一時預かり機能を加え、周辺に母親の「リラックス・スペース」、「コミュニティスペース」を設置した「母親のためのサードプレイス創造事業」を実施します。

○新生児聴覚検査費用助成

・聴覚障がいの早期発見と早期療育のため、新生児の聴覚検査費用を助成します。

○新生児訪問

・保健師が全新生児の家庭を訪問し、産婦の心身の状況やこどもの成長発育に応じた保健指導と予防接種の知識の普及、育児に必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結びつけます。

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

・生後４ヶ月頃までのお子さんのいるお宅を地域の訪問支援員とともに手作りおもちゃを持って訪問し、育児に関する情報提供を行います。

○乳幼児健康診査、健康相談の充実

・医療機関で行う１カ月児健康診査の費用を助成するとともに、医療機関と連携し、赤ちゃんのすこやかな成長のための切れ目のない支援を実施します。

・健やかな成長と将来の生活習慣病予防のため、保護者が子育てに必要な力（健康を守る・心を育てる・調理できる・生活リズムを整える・情報の整理選択ができる）を身につけることができるよう支援します。

・疾病等の早期発見に努め、必要に応じ早期治療、療育へ結びつけます。

○養育支援訪問事業

・支援が必要なこどもについては、継続的な家庭訪問、関係機関への橋渡し等継続的な支援を実施します。

○歯科保健の推進

・正しい食習慣や生活リズム、歯みがき指導により、むし歯予防を推進します。

・口腔機能の発達について情報提供し、よく噛んで食べる習慣を促進します。

（２）幼児期のこどもの育ちを支える施策の推進

＜主な事業＞

○ファミリー・サポート・センター事業

・子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）を組織化し、地域における育児の援助活動を行います。

○地域子育て支援センター事業

・子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場の運営、子育てサークル等への支援を行います。

○こども広場事業

・児童館として利用していない午前中に子育て中の親子に解放し、仲間づくりや遊びの場を提供します。

○延長保育事業

・通常の保育時間を延長して児童の保育を行います。

○一時的保育事業

・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かり保育を行います。

○病後児保育事業

・市内の保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育を受けることが困難な期間、対象となる児童を一時的に預かり保育を行います。

○こども家庭センター【重点事業】（再掲）

・これまでの子育て世代包括支援センター事業と子ども家庭総合支援拠点事業のほか、各種専門職員を１つの組織・施設に集約することにより、妊婦から学童期・思春期にわたる各種相談・支援に切れ目なく対応します。

（３）幼児期のこどもの教育・保育環境の充実

＜主な事業＞

〇保育所等における ICT の活用

・民間及び公立の保育所等において、保護者や保育士の負担軽減を図るためのＩＣＴ化を進めます。

■目標達成に向けたロードマップ

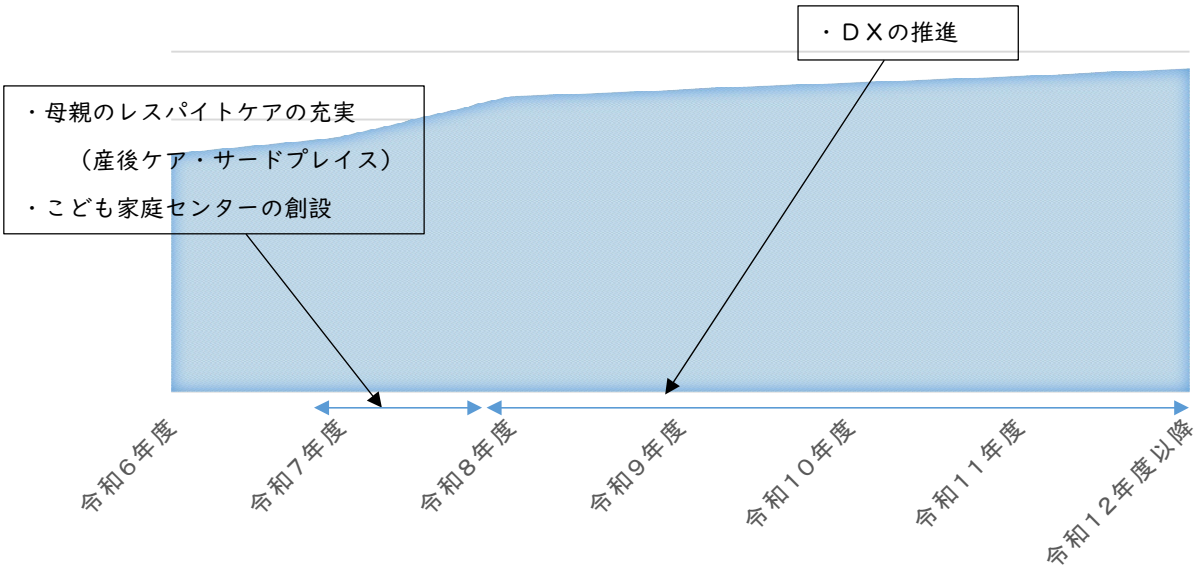

基本目標４．健やかにこどもが成長できる環境づくり（学童期から思春期）

（１）確かな学力の育成

＜主な事業＞

〇ICT を効果的に活用することによる学びの質の向上

・個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、これまでの実践と ICT を最適に組み合わせ、様々な課題を解決し、教育の質の向上を図ります。

〇外国語教育の充実

・ネイティブな外国語と親しむことのできる機会を充実させ、外国語教育の充実とコミュニケーション能力の向上を図ります。

〇家庭学習の定着と充実

・ICT や家庭学習の手引きなどの活用をはじめ、学校区内の小学校と中学校の連携した取組を推進し、家庭学習の定着と充実を図ります。

〇キャリア教育の推進

・自らの力で生き方を選択していくための必要な能力や態度を身につけることができるよう、発達段階に応じ、キャリアパスポートを活用し、体系的・系統的なキャリア教育の推進を図ります。

〇学校サポート事業の推進

・学びサポーターの配置の継続・充実とあわせ、特別な支援を必要とする児童生徒への対応を行う特別支援学級支援員の配置、教員業務支援員や学習支援員の配置など、各種スタッフとの連携・分担体制により、学校指導体制の強化を図ります。

〇幼・保・小連携の充実

・幼稚園、保育所及び小学校の教職員の合同研修会の開催などにより、目指す姿の共有化を図り、円滑な引継ぎを行います。

（２）豊かな心の育成

＜主な事業＞

〇道徳教育の充実

・道徳教育推進事業を推進し、道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合うようになるよう「考え、議論する道徳」への質的転換を図り、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。

〇いじめ防止対策の充実

・各学校のいじめ対策組織の体制を十分に機能させ、SNS によるいじめも含めた、いじめの未然防止と早期発見・早期対応を行います。

〇体験活動の充実

・自然体験活動や地域の行事への参加など、様々な体験活動の充実に取り組みます。

〇読書活動の充実（再掲）

・学校図書の充実や朝読書を推進するとともに、子どもの読書活動推進計画に基づいた読書活動を推進します。

〇地域の歴史や文化等に関する教育の推進

・社会科副読本の活用や美術自然史館・郷土館との連携により、郷土の歴史や文化を学ぶ教育を推進します。

〇文化芸術等によるこどもの豊かな心の育成

・こどもたちに芸術や伝統文化に触れる機会を創出するとともに、美術自然史館やこども科学館事業と連携し、こどもたちの上層を育み、創造性を高める教育を推進します。

〇情報モラル教育の推進

・こどもをインターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報などから守るため、家庭における各種情報機器のフィルタリングの設定をはじめとしたインターネット利用のルールの普及啓発活動を地域や民間との連携で取り組みます。

（３）健やかな体の育成

＜主な事業＞

〇学校保健活動の充実

・こどもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成するため、がんや薬物乱用防止、心の健康に関する指導など、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教育や栄養教諭をはじめ、学校医・学校歯科医・学校薬剤師との連携を強化し、保健教育及び感染症や熱中症等の対策などの保健管理を充実します。

・生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等における「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

〇学校給食、食育活動の充実

・こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中心として、栄養バランスのとれた学校給食の実施及び地域の食材の学習をはじめとした食育を充実します。

〇学校や地域におけるこどものスポーツ機会の充実

・学校における体育活動の中で、体育専科教諭のノウハウを活かし、スポーツをする楽しさに気付かせるなど、児童生徒の運動習慣の確立や体力の向上を図ります。また、社会教育施策や地域の人材・資源などを活用して、より身近な環境におけるスポーツ機会の充実を図るとともに、部活動の地域移行を推進します。

（４）こどもの居場所づくり

＜主な事業＞

〇官民連携による「こどもの居場所」【重点事業】（再掲）

・こども達を中心に、地域の大人達がそれを支えるいわゆる「こども村」の設置に向け、体制整備を進めます。

〇放課後児童の健全育成

・全てのこどもが放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室における従事者等を対象とした研修の開催などにより、従事者及び参画者等の確保や資質の向上を図ります。

・放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の処遇改善を図り、人材確保に向けた取組みを推進するとともに、安定的な運営の確保に向けた支援を行います。

・放課後児童クラブの民間への事業委託を進めます。

・エアコン等空調設備が未整備の児童センター等に空調設備の設置を行い、猛暑時における熱中症への対策を進めます。

〇公園整備事業

・こどもが公園に親しむことができるよう既存公園の特色・役割を活かした機能分担や公園の再編・集約による特色ある遊具の設置など魅力的で利用したくなる公園の整備を進めます。

（５）困難に直面するこどもへの支援

＜主な事業＞

○特別支援教育の推進（再掲）

・教育支援員会議による教育相談により、一人一人の障がいの状況に応じたきめ細かなニーズを把握し、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」を作成し、教育部局と福祉部局が連携した幼児期から一貫した支援を行うことにより、インクルーシブ教育を推進します。また、ICT を効果的に活用し、個別最適な学びを推進します。加えて、日常的な医療的なケアを必要とする児童生徒が在籍する場合には、看護師を派遣し、医療的ケアを実施します。

○不登校児童生徒への対応

・不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、適応指導教室をはじめ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと学校が連携協力し、初期段階から組織的な支援体制を構築します。併せて、日常の教育活動に対する児童生徒の満足感や充足感を把握し、その結果に応じた取組内容の見直しを行うなど、不登校児童生徒を発生させないための未然防止策を強化します。

○学校及び教育部局と福祉部局の連携強化

・学校を窓口として、家庭的に課題のあるこども等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげられるようスクールソーシャルワーカーを活用した学校及び教育部局と福祉部局の連携強化を図ります。

○地域の教育資源の活用

・経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難であるなど、学習が遅れがちな児童生徒に対し、地域住民等の協力による学習支援活動の充実を図ります。

○ヤングケアラー等の対応

・ヤングケアラーに関する広報活動やアンケート調査の実施により、ヤングケアラーの早期発見に努め、北海道（ヤングケアラーコーディネーター）とも連携し、必要な支援につなげます。

■目標達成に向けたロードマップ

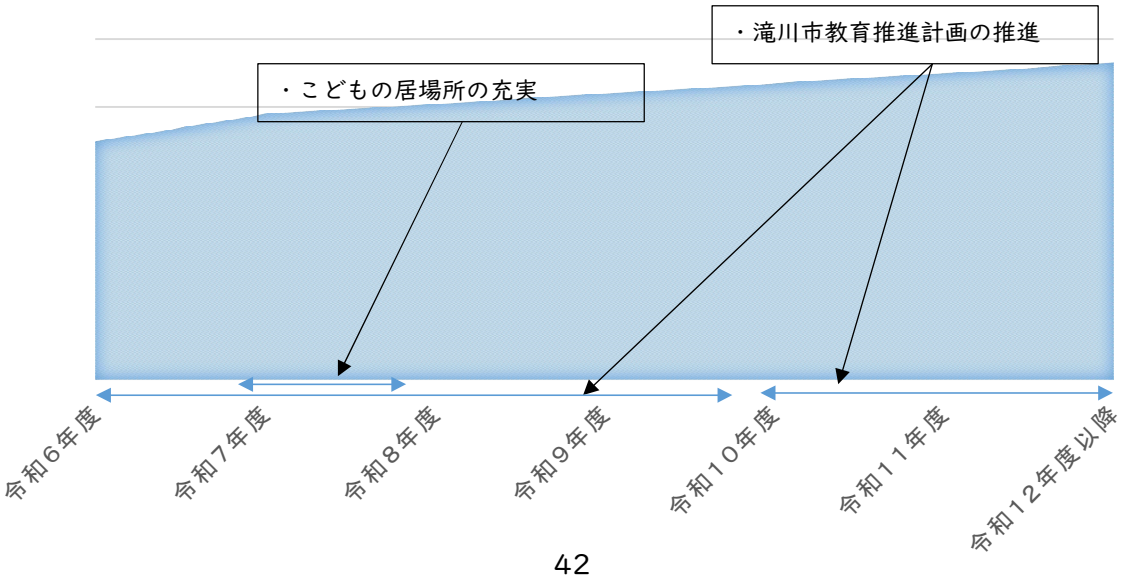

基本目標５．若者を支える環境づくり

（１）若者の生活基盤の安定に向けた支援

＜主な事業＞

〇社会人が働きながら学べる学習環境の整備

・国や北海道、各種団体が実施する様々な技能講習に関する情報の啓発に取り組みます。

〇経済的な支援の活用促進

・国や北海道、各種団体が行っている給付金等の情報の啓発に取り組みます。

〇TAKI－Biz Cafe

・滝川市産業活性化協議会において、起業を目指す方や起業に関心のある方に対する創業に必要な知識やノウハウを気軽な雰囲気の中で学ぶことができるセミナーを開催します。

〇奨学金返還支援補助金

・奨学金を返済しながら働く若者の負担を軽減するとともに、市内企業等における人材確保及び市内居住者の定着を目的として奨学金の返済支援を行います。

■目標達成に向けたロードマップ

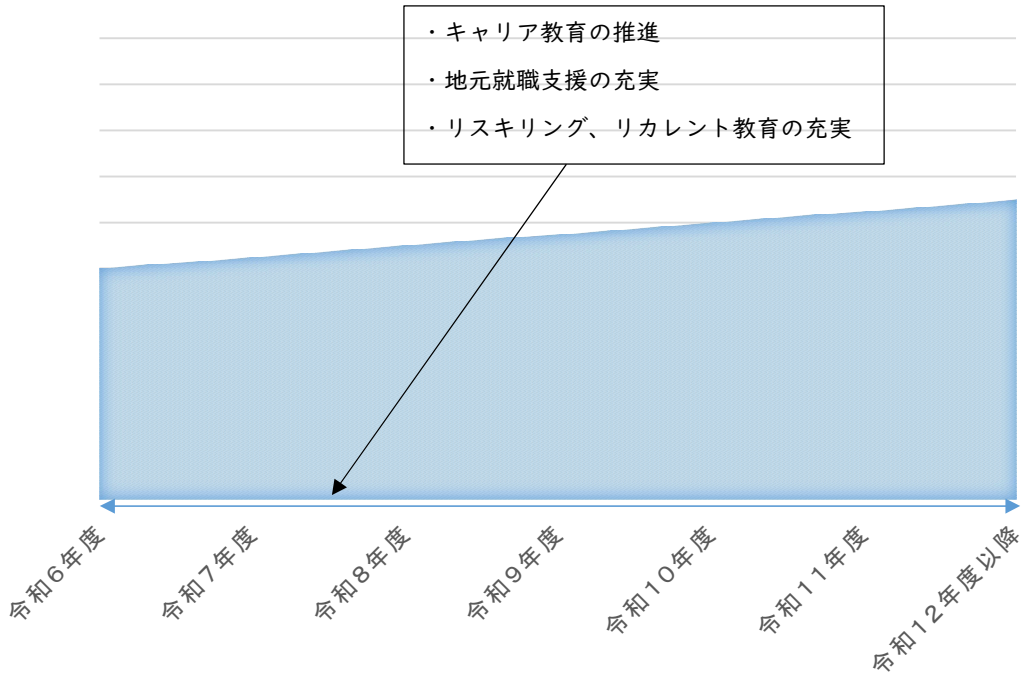

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載します。この計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）と、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしています。

１　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に考慮し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

保育所については、自宅の近くを希望する方もいれば、勤務地の近くを希望する方もいることがあることや、幼稚園については、送迎バスが運行されている園もあり、市内全域から教育方針等、園の特色により選択されているなど、区域を分けて設定することが利用実態と異なることが予想されることから区域の設定が困難であり、滝川市においては「市全域」を教育・保育提供区域として設定することとします。

２．教育・保育の提供体制の確保

（１）「量の見込み」等を算出する項目

【教育・保育の項目】

認定区分	教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象年齢
１号認定	幼稚園（認定こども園） ※保育を必要としない幼児	３～５歳
２号認定	保育所（認定こども園・地域型保育事業） ※保育を必要とする幼児	３～５歳
３号認定	保育所（認定こども園・地域型保育事業） ※保育を必要とする乳幼児	０～２歳

（２）需要量と確保の方策

【今後の方向性】

量の見込みに対し、必要量は確保されているものの、児童数の急変等により、提供量が不足する見込みになった場合は、地域型保育事業の確保等を検討し、必要量の確保に努めます。

幼児期における教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図るため、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた「幼保小連携」の強化が重要であることから、幼稚園、保育所及び小学校の合同研修会の開催などにより、目指す姿の共有化を図り、円滑な引継ぎを行います。

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園や保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

【令和７年度】

（実人数）		幼児期の学校教育を希望するこども	保育を必要とするこども			
		１号認定	２号認定	３号認定		
		３歳以上		２歳	１歳	０歳
量の見込み		２２３	３１０	９７	７５	２４
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	２４０	２９６	１０４	８５	６６
	特定地域型保育事業			０	０	０
	幼稚園及び預かり保育	８５	０	０	０	０
	認可外保育施設		２７	２２	２２	７
	企業主導型保育施設（地域枠）		０	０	０	０
	計	３２５	３２３	１２６	１０７	７３

【令和８年度】

（実人数）		幼児期の学校教育を希望するこども	保育を必要とするこども			
		１号認定	２号認定	３号認定		
		３歳以上		２歳	１歳	０歳
量の見込み		２１９	３０４	９５	７４	２４
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	２４０	２９６	１０４	８５	６６
	特定地域型保育事業			０	０	０
	幼稚園及び預かり保育	８３	０	０	０	０
	認可外保育施設		２６	２２	２２	７
	企業主導型保育施設（地域枠）		０	０	０	０
	計	３２３	３２２	１２６	１０７	７３

【令和９年度】

（実人数）		幼児期の学校教育を希望するこども	保育を必要とするこども			
		１号認定	２号認定	３号認定		
		３歳以上		２歳	１歳	０歳
量の見込み		２１５	２９８	９３	７３	２４
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	２４０	２９６	１０４	８５	６６
	特定地域型保育事業			０	０	０
	幼稚園及び預かり保育	８１	０	０	０	０
	認可外保育施設		２５	２２	２２	７
	企業主導型保育施設（地域枠）		０	０	０	０
	計	３２１	３２１	１２６	１０７	７３

【令和１０年度】

（実人数）		幼児期の学校教育を希望するこども	保育を必要とするこども			
		１号認定	２号認定	３号認定		
		３歳以上		２歳	１歳	０歳
量の見込み		２１１	２９２	９１	７２	２４
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	２４０	２９６	１０４	８５	６６
	特定地域型保育事業			０	０	０
	幼稚園及び預かり保育	７９	０	０	０	０
	認可外保育施設		２５	２２	２２	７
	企業主導型保育施設（地域枠）		０	０	０	０
	計	３１９	３２１	１２６	１０７	７３

【令和１１年度】

（実人数）		幼児期の学校教育を希望するこども	保育を必要とするこども			
		１号認定	２号認定	３号認定		
		３歳以上		２歳	１歳	０歳
量の見込み		２０７	２８６	８９	７１	２４
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	２４０	２９６	１０４	８５	６６
	特定地域型保育事業			０	０	０
	幼稚園及び預かり保育	７７	０	０	０	０
	認可外保育施設		２５	２２	２２	７
	企業主導型保育施設（地域枠）		０	０	０	０
	計	３１７	３２１	１２６	１０７	７３

３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保

（１）延長保育事業

【事業概要】

保育認定（標準・短時間）を受けたこどもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育（認定）時間を延長して保育を利用する事業です。

（実人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	491	481	471	462	453
実施箇所数（か所）	4	4	4	4	4
確保量（人）	8,820	8,820	8,820	8,820	8,820

【今後の方向性】

利用者の意向に基づき、現在実施している保育所において、引き続き実施します。

（２）病児・病後児保育事業

【事業概要】

保護者の就労等の理由で、病気の児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）を保護者が保育できない際に、保育施設等でこどもを預かる事業です。

（実人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	27	26	25	25	25
実施箇所数	1	1	1	1	1
確保量	970	970	970	970	970

【今後の方向性】

現在実施している中央保育所において、病後児保育事業を引き続き実施します。

（３）一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが困難となった児童に対し、実施施設において、一時的に預かり、必要な保育を行うための事業です。

（保育所）（延べ人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,422	1,394	1,366	1,339	1,312
実施箇所数	2	2	2	2	2
確保量	8,820	8,820	8,820	8,820	8,820

（幼稚園）（延べ人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（1号認定）	1,507	1,477	1,447	1,418	1,390
見込み量（2号認定）	10,513	10,303	10,097	9,895	9,697
実施箇所数	2	2	2	2	2
確保量	15,780	15,780	15,780	15,780	15,780

（地域子育て支援拠点）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（延べ人数）	200	200	200	200	200
実施箇所数	1	1	1	1	1
確保量（延べ人数）	500	500	500	500	500

【今後の方向性】

２か所の保育所と各幼稚園で実施するとともに、母親のレスパイトケアを目的とした地域子育て支援拠点における一時預かり事業にも取り組みます。

（４）子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事、レスパイト等により、家庭において養育をすることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。滝川市では、ショートステイ事業のみ実施します。

（延べ人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	15	15	15	15	15
実施箇所数	1	1	1	1	1
確保量	15	15	15	15	15

【今後の方向性】

要保護児童を中心に支援が必要な方へ、事業の利用を勧めます。

（５）子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

（実人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	40	40	40	40	40
確保量	40	40	40	40	40

【今後の方向性】

現在実施している保健師及び支援員による訪問を継続します。家事等の支援に関しては、市内で事業を実施できる事業所等の発掘・育成に努め、事業の実施を目指します。

（６）児童育成支援拠点

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、児童虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

（実人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	5	5	5	5	5
実施箇所数	0	1	1	1	1
確保量	0	10	10	10	10

【今後の方向性】

事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

（７）親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

（実人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10	10	10	10	10
実施箇所数	1	1	1	1	1
確保量	10	10	10	10	10

【今後の方向性】

当該事業に該当するプログラムを運営・実施する職員を養成し、子育てに悩んでいる保護者等を対象に事業を開始します。

（８）利用者支援事業

【事業概要】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

滝川市では、保健センターにおいて、子育て支援コーディネーター・母子保健コーディネーターを核として、子育て世代包括支援センター事業・利用者支援事業の基本型として実施してきました。

（基本型）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
（こども家庭センター型）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

【今後の方向性】

令和７年度から、花月地域子育て支援センターで利用者支援事業の基本型で事業を実施するとともに、こども家庭センターで、こども家庭センター型として、統括支援員を中心に、保健師、こども家庭支援員、ひとり親支援員等を配置して、妊娠期から出産、育児期に至るまで、切れ目のない支援を行います。

（９）地域子育て相談機関

より身近な地域で全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点を地域子育て相談機関とし、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行います。

（１０）放課後児童クラブ

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

（実人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	319	310	296	295	287
１年生	113	113	110	109	106
２年生	104	93	93	92	88
３年生	81	83	72	73	72
４年生	13	13	13	13	13
５年生	8	8	8	8	8
６年生	0	0	0	0	0
実施箇所数	6	6	6	6	6
確保量	300	300	300	300	300

【今後の方向性】

見込み量に対し、確保量が不足している状況が続きますが、児童数が減少傾向にあることから計画期間中に利用者ニーズを確保することができる見込みです。放課後児童クラブの民間委託等も進め、職員のスキルや質と量の向上に取り組むとともに、留守家庭児童会・放課後子ども教室の活用を含め、多面的な検証を行い、より良い事業運営を検討します。

（１１）地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター事業）

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

（延べ利用人数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
実施箇所数	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所
確保量	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

【今後の方向性】

一の坂地域子育て支援センターを滝川ふれ愛の里に移転し、より開放感のある居心地の良い居場所づくりに取り組みます。併せて、移転した地域子育て支援センターに、「母親のためのサードプレイス（コミュニティスペース・リフレッシュスペース）」を併設し、24時間365日子育てを行っている母親のレスパイトケア事業を行います。

（１２）ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行う事業です。

依頼会員の対象は、０歳から小学校６年生までのこどもの保護者です。

（延べ人数・件数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	600	600	600	600	600
確保量	600	600	600	600	600

【今後の方向性】

増加する細かなニーズに対応できるよう提供会員の拡大に取り組みます。

（１３）産後ケア事業

【事業概要】

産後の疲れによる体調不良や赤ちゃんのお世話の仕方が分からない等の産婦の不安に対し、医療機関や助産院においてゆっくりと体を休め、授乳指導や育児相談を受け、体調の回復や育児の不安を解消します。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	30	30	30	30	30
実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保量	30	30	30	30	30

【今後の方向性】

引き続き、医療機関に事業の実施を委託し、継続します。また、この事業では生後４か月までの児童を持つ保護者を対象としますが、上記、地域子育て支援拠点に併設する「母親のためのサードプレイス」において、生後５か月以降の児童を持つ保護者のレスパイトケアを行います。

（１４）妊婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（実人数）	190	190	190	190	190
見込み量（回数）	2,660	2,660	2,660	2,660	2,660
確保量（回数）	3,640	3,640	3,640	3,640	3,640

【今後の方向性】

妊娠中の健康管理とすこやかな赤ちゃんの出産のために、妊婦一般健康診査（14回）と超音波検査（６回分）の費用を助成します。

（１５）妊婦等包括支援事業

【事業概要】

１回目は母子健康手帳の発行時に面談を実施し、妊娠・子育てに関する悩みの相談や情報提供を行います。２回目は妊娠中期に面談を実施します。３回目は出産後に新生児訪問等にて子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行います。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（延べ人数）	600	600	600	600	600
確保量（延べ人数）	600	600	600	600	600

【今後の方向性】

子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付と児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせて、妊産婦に対して相談援助支援を行います。

（１６）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人／月）	80	112	112	112	112
実施箇所数	1	1	1	1	1
確保量（人／月）	112	112	112	112	112

【今後の方向性】

見込み量については、他の一時預かり事業の利用実績及び試行事業の実績から、対象児童の60%と見込んでいます。

地域の教育･保育施設と連携し､乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか､乳児等通園支援事業と教育･保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することで、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し､乳児等通園支援事業の利用から教育･保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

（１７）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

低所得の保護者の負担軽減を図るため、日用品・文房具等に要する費用、並びに幼稚園（従来制度）を利用した場合の食事（副食）の提供に要する費用を補助します。

【今後の方向性】

実費徴収にかかる補助については実施していませんが、今後も幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の実費徴収について、低所得世帯及び第３子以降に対し所得にかかわらず費用を補助していきます。

（１８）多様な主体の参入を促進する事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

【今後の方向性】

必要に応じて実施に向けて検討します。

４．こども人口の見込み

単位：人

		実　数	推　計　値				
		令和６年 ６月30日	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
就学前児童	０歳	150	148	145	142	139	136
	１歳	166	164	161	158	154	151
	２歳	183	181	176	172	167	162
	３歳	205	201	193	186	179	171
	４歳	202	199	191	184	177	169
	５歳	199	195	185	176	166	156
	小　計	1,105	1,088	1,051	1,018	982	945
小学生	６歳	222	216	203	190	177	164
	７歳	237	232	220	208	196	184
	８歳	234	227	215	203	191	179
	９歳	228	223	212	202	191	180
	１０歳	245	241	232	223	214	205
	１１歳	242	238	229	221	213	204
	小　計	1,408	1,377	1,311	1,247	1,182	1,116
合　計		2,513	2,465	2,362	2,265	2,164	2,061

第６章　計画の進行管理

１．計画の進行管理

本計画の進行管理は、子ども・子育て会議において各事業の取組状況を把握・評価します。

利用者の視点に立ち、事業を評価し、PDCA サイクル（計画―実施―評価―改善）を通して計画の実効性を高めることを目指します。

なお、計画期間の中間年を目安にして、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。また、今後国の政策の動向や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて各事業の内容の一部を変更する場合があります。

２．滝川市子ども・子育て会議

【子ども・子育て会議】

●年１回開催：計画の進行管理及び政策調査研究部会に対する助言・支援・承認等

【子ども・子育て会議政策調査研究部会】※滝川市子ども・子育て会議条例　第７条に基づき設置

●年数回程度開催：地域における子育て支援事業の調査・研究及び事業の実施
地域資源の開拓等

＜参考＞

滝川市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第１項の規定に基づき、滝川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第 72 条第１項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 16 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　法第６条第２項に規定する保護者

（２）　事業主を代表する者

（３）　労働者を代表する者

（４） 法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（５） 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
（６） 公募による者
３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第４条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
２　会議の議長は、会長が行うものとする。
３　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）
第６条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）
第７条　子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
６　前２条の規定は、部会について準用する。

（庶務）
第８条　子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て応援課において処理する。

（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附　則（令和５年６月９日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

＜参考＞

子ども・子育て会議　委員名簿

	選出区分	所　　属	氏　　名	備　考
1	（1）保護者	滝川市PTA連合会	原　　修二	副会長
2	（1）保護者	滝川市PTA連合会	福田　　朗	
3	（1）保護者	滝川市PTA連合会	皆川あゆみ	
4	（2）事業主	滝川商工会議所	猪股　旬雄	
5	（2）事業主	江部乙商工会	船奥　　保	
6	（2）事業主	滝川青年会議所	齋藤　真弘	
7	（3）労働者	連合北海道滝川地区連合会	鈴木　敏之	
8	（4）子育て事業	滝川幼稚園	種田貴志子	
9	（4）子育て事業	滝川白樺幼稚園	芳村　元悟	
10	（4）子育て事業	滝川市社会福祉事業団	山内　祐子	
11	（4）子育て事業	公立保育所	佐藤　幸恵	
12	（6）学識経験者	国学院大学北海道短期大学部	粟井　康裕	会　長
13	（6）学識経験者	滝川市校長会	濱本有未代	
14	（6）学識経験者	滝川市社会福祉協議会	髙谷富士雄	
15	（7）公募	ファミリー・サポート・センター提供会員	宮本　賀子	

滝川市子ども・子育て会議　政策調査研究部会　委員名簿

NO.	所　　属	委員名	備　考
1	滝川幼稚園	種田　貴志子	委員選出
2	滝川白樺幼稚園	芳村　元悟	委員選出 部会長
3	滝川市社会福祉事業団保育所	山内　祐子	委員選出
4	ファミリー・サポート・センター提供会員	宮本　賀子	委員選出
5	元　子育てサークル　もこもこ	石川　宏子	
6	そだち場そらち	鈴木　香	
7	滝川市子育て支援コーディネーター （国学院大学北海道短期大学部幼児・児童教育学科）	内田　敏恵	

滝　川　市　こ　ど　も　計　画

令和７年２月

発行／滝川市
編集／滝川市保健福祉部子育て応援課
〒073-8686 北海道滝川市明神町１丁目５番32号
TEL：0125-28-8025
URL：www.city.takikawa.hokkaido.jp
E-mail：jidou@city.takikawa.lg.jp

改訂）令和８年３月
滝川市健康こども未来部子育て応援課